

令和 8 年度

農林水産部所管事項の概要

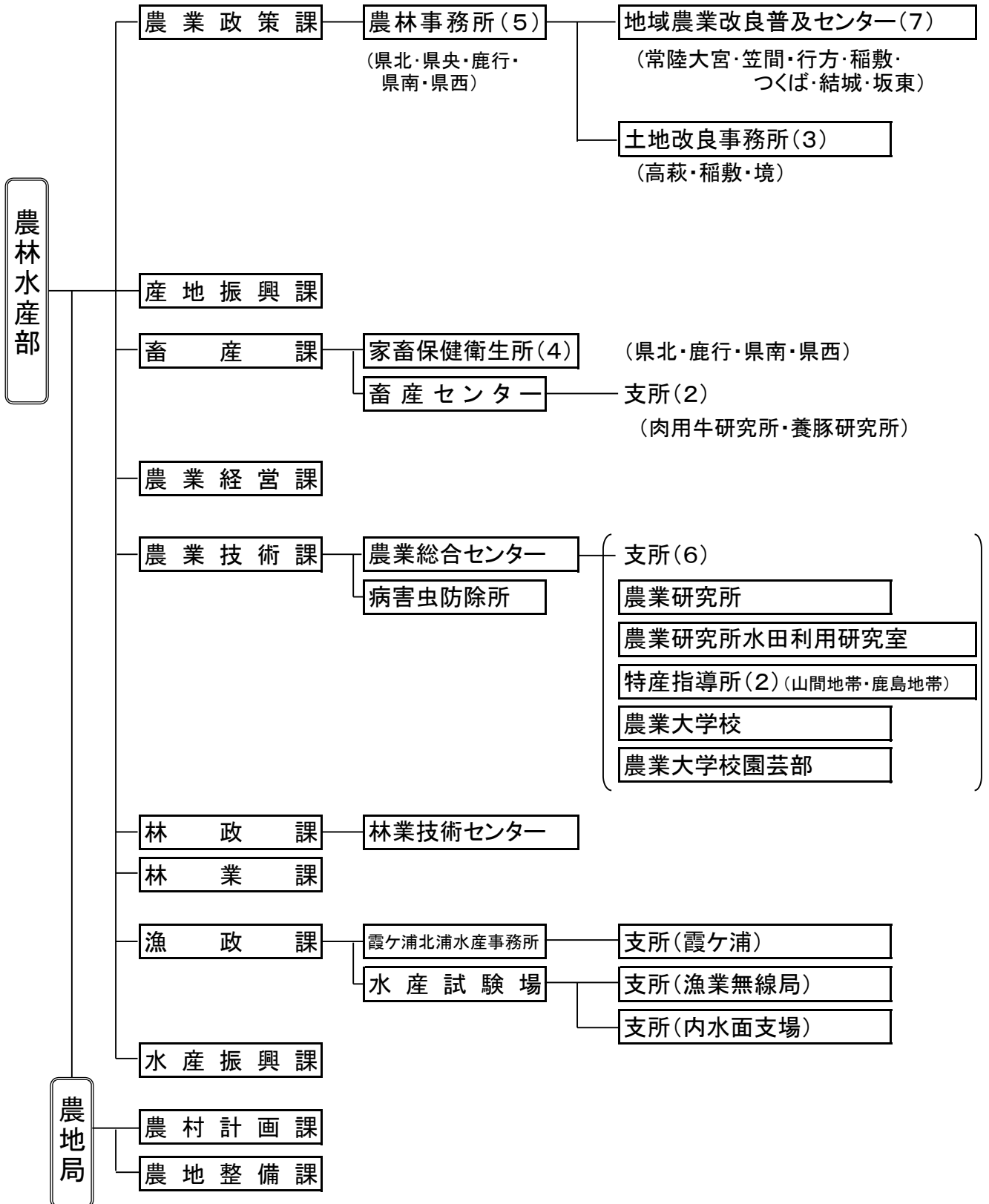
茨 城 県 農 林 水 産 部

目 次

農林水産部の組織	1
農林水産部基本方針	2
令和8年度予算額（当初予算）	4
農林水産部の主要事業	5
農業政策課	9
産地振興課	12
畜産課	21
農業経営課	30
農業技術課	38
林政課	46
林業課	52
漁政課	57
水産振興課	65
農村計画課	70
農地整備課	76

農林水産部の組織

(令和8年4月現在)



農 林 水 産 部 基 本 方 針

(茨城県総合計画より)

令和8年3月、基本理念である「活力があり、県民が日本一幸せな県」の実現に引き続き取り組んでいくため、令和8年度からの県政運営の基本方針となる第3次茨城県総合計画～「新しい茨城」への挑戦～を策定しました。

この計画では、基本理念の実現に向け、4つの「チャレンジ」を推進することとしており、農林水産部では、特に「新しい豊かさ」へのチャレンジのうち「強い農林水産業」を実現する施策等に取り組んでいます。

〈県総合計画に掲げる農林水産部関係の主な施策〉

I 「新しい豊かさ」へのチャレンジ

政策3 強い農林水産業

施策(1) 農林水産業の成長産業化と未来の担い手づくり

- ① 儲かる農業の実現のため、県育成品種等を活用したブランド化や、農産物の差別化が可能な有機農業の取組等による付加価値向上を推進します。
- ② 林業の成長産業化のため、人工林の主伐、再造林やスマート林業を促進し、林業経営体の事業規模拡大と収益性向上を図るほか、県産木材の需要拡大に取り組めます。
- ③ 儲かる水産業の実現のため、水産物のブランド力向上や、沿岸漁業における効率的な生産体制の構築と企業的経営体の育成、霞ヶ浦・北浦の新たな漁業資源の開拓、養殖産業の創出・育成、漁港等の整備などを推進します。
- ④ 就業人口が減少する中で農林水産業の生産性を向上させるため、コスト削減に資するスマート技術の導入等の取組を促進するほか、意欲ある担い手への農地の集積・集約化を図るとともに、大区画化等の生産基盤整備を推進します。
- ⑤ 農林水産業を担う後継者や経営者マインドを備えた人材を育成・確保するため、関係機関や先進経営者等と連携した人材育成の体制整備に取り組むとともに、異業種企業等の参入を促進するほか、経営の発展段階に応じた学びの場の提供、農業大学校の機能強化に取り組めます。
- ⑥ 就業希望者の円滑な就業と定着のため、優れた経営事例や就業支援等に関する情報発信及び就業相談等に取り組めます。
- ⑦ 気候変動に適応するため、高温耐性品種の導入や高温対策技術の強化、水産資源の変動に左右されない養殖産業の創出・育成の取組等を推進します。
- ⑧ 農山漁村の活性化のため、地域資源を活用し観光とも連携した都市農村交流、多面的機能の維持・発揮を図る取組及び荒廃農地の発生防止と再生に向

けた取組等を促進します。

- ⑨ 鳥獣被害を防止するため、若手の狩猟者を確保する取組、侵入防止柵の設置、有害鳥獣の捕獲等、総合的な被害防止対策を促進します。

(茨城農業の将来ビジョンより)

令和5年5月、県は中長期的な視点に立ち、本県農業の構造改革に向けた政策の方向性を示す「将来ビジョン」を策定しました。

人口減少とともに農業者の減少が見込まれる中、農業を魅力ある産業として次の世代に引き継ぐため、ビジョンに基づき、農業の収益性向上に向けた構造改革を進め、「儲かる農業」の実現を図ってまいります。

ア 意欲ある担い手が牽引する農業構造の実現に向けた政策の方向性

- ・ 本県農業を牽引する経営者マインドを備えた意欲ある担い手の育成・確保
- ・ 農業経営の法人化の推進
- ・ 県内外の農業法人等の参入及び異業種からの農業参入を促進

イ 収益性の高い農業構造の実現に向けた政策の方向性

①分野別の政策の方向性

- ・ 米：高収益作物への転換や特色ある米作り、農地の集積・集約による大規模化など
- ・ 園芸：高品質な差別化商品の開発、ICT技術活用による生産性の向上など
- ・ 畜産：輸出を意識した常陸牛の生産体制の強化、常陸の輝きの品質向上など

②分野横断的な政策の方向性

- ・ 有機農業による差別化
- ・ 輸出を意識した産地の形成
- ・ 加工による付加価値の向上
- ・ 気候変動への適応（令和8年4月追加）
- ・ 地域の特性を活かした農業経営

(茨城県食と農を守るための条例より)

令和6年3月、我が国において食料安全保障の達成が重要な課題となっているとの認識の下、本県における食料と農業及び農村に関する基本理念その他の基本となる事項を定めた「茨城県食と農を守るための条例」が策定・施行されました。

この基本理念に沿って、本条例に規定する食料の安定供給の実現や、環境との調和に配慮した持続可能な農業の推進など、各種施策に取り組みつつ、執行状況等の報告及び検証を行いながら、本県農業及び農村の持続的な発展を図ってまいります。

令和8年度予算額（当初予算）

1 一般会計

（単位：千円）

課名	区分	歳出	財源内訳	
			特定財源	一般財源
農業政策課		2,142,063	81,405	2,060,658
産地振興課		3,062,008	2,239,331	822,677
畜産課		2,785,569	798,759	1,986,810
農業経営課		2,592,018	1,957,030	634,988
農業技術課		6,508,261	2,729,235	3,779,026
小計		17,089,919	7,805,760	9,284,159
林政課		3,472,222	785,347	2,686,875
林業課		2,432,573	2,075,551	357,022
小計		5,904,795	2,860,898	3,043,897
漁政課		2,399,192	1,207,417	1,191,775
水産振興課		2,001,024	1,383,560	617,464
小計		4,400,216	2,590,977	1,809,239
農村計画課		3,996,379	2,588,832	1,407,547
農地整備課		12,820,780	10,021,977	2,798,803
小計		16,817,159	12,610,809	4,206,350
農林水産部計		44,212,089	25,868,444	18,343,645

2 特別会計

（単位：千円）

課名	区分	事項	歳出	特定財源種目金額		
				繰入金	繰越金	諸収入
農業経営課		農業改良資金 特別会計	18,113	4,227	9,740	4,146
林政課		林業・木材産業 改善資金特別会計	71,343	342	70,001	1,000
漁政課		沿岸漁業改善資金 特別会計	51,343	1,339	34,807	15,197
農林水産部計			140,799	5,908	114,548	20,343

農林水産部の主要事業
 <農業部門>

(新：新規、拡：拡充)

施策名	課名	事業名	予算額(千円)
農林水産業の 成長産業化と 未来の担い手 づくり	産地振興課	拡 優良種子確保対策事業費	18,700
	産地振興課	経営所得安定対策等推進事業費	291,029
	産地振興課	農産振興対策事業費	9,341
	産地振興課	新 いばらきの米トップランナー産地拡大事業費	9,900
	産地振興課	農産園芸共同利用施設整備事業費	1,154,622
	産地振興課	新 いばらきの抹茶産地育成事業費	400,000
	産地振興課	いばらきの枝物トップランナー産地拡大事業費	23,100
	産地振興課	新 2027年国際園芸博覧会屋内展示事業費	15,048
	産地振興課	新 いばらき栗ブランドアップ事業費	31,905
	産地振興課	儲かる産地支援事業費	96,000
	産地振興課	いばらきの園芸産地強化推進事業費	73,979
	産地振興課	新 茨城いちごブランドアップ事業費	21,166
	産地振興課	拡 いばらきの高品質メロン創出事業費	19,451
	産地振興課	拡 茨城ほしいもトップランナーグレードアップ事業費	49,782
	畜産課	家畜生産性向上対策事業費(優良雌牛地域内流通対策確立推進事業)	13,654
	畜産課	ブランド豚肉生産拡大事業費	42,225
	畜産課	拡 高品質常陸牛生産対策事業費	137,410
	畜産課	拡 銘柄畜産物ブランド支援事業費	72,640
	畜産課	飼料対策推進事業費(飼料国内自給化緊急対策事業)	5,400
	畜産課	国補試験研究費	60,472
	畜産課	畜産堆肥循環型農業団地形成モデル事業費	8,000
	畜産課	新 畜舎暑熱対策支援事業費	107,000
	農業経営課	農地集積総合支援事業費	607,661
	農業経営課	農地集積総合支援基金積立金	8,471
	農業経営課	経営体育成支援事業費	169,459
	農業経営課	農業改革推進資金利子助成金	17,105
	農業経営課	農業参入等支援センター事業費	45,958
	農業経営課	新規就農総合支援事業費	756,224
	農業経営課	農業労働力確保総合支援対策事業費	5,434
	農業技術課	戦略的研究開発・普及強化事業費	31,606
	農業技術課	特別電源国補試験研究費	87,656
	農業技術課	新 スマート農業機器導入強化対策事業費	77,000
	農業技術課	6次産業化ネットワーク活動事業費	18,500
	農業技術課	6次産業化総合支援事業費	12,164
	農業技術課	いばらき農業アカデミー事業費	31,144
	農業技術課	いばらき重要病害虫総合防除対策事業費	12,212
	農業技術課	拡 サツマイモ基腐病まん延防止緊急対策事業費	13,426
	農業技術課	いばらき有機農業トップランナー事業費	178,760
	農業技術課	環境保全型農業直接支払事業費	54,400
	農業技術課	新 園芸産地高温対策事業費	503,000
	農業技術課	みどりの食料システム戦略推進事業費	81,248
農地整備課	県営かんがい排水事業費	1,612,015	
農地整備課	県営畑地帯総合整備事業費	1,120,775	
農地整備課	経営体育成基盤整備事業費	3,797,854	

施策名	課名	事業名	予算額(千円)
農山漁村の活性化	農村計画課	都市農村交流推進事業費	8,658
	農村計画課	鳥獣被害防止対策費	206,372
	農地整備課	多面的機能支払交付金事業費	1,626,368
	農地整備課	中山間地域等直接支払交付金事業費	40,650
湖沼の水質浄化と身近な自然環境の保全	畜産課	資源循環型畜産確立指導事業費	3,667
	畜産課	拡 良質堆肥広域流通促進事業費<環境税>	60,087
	農地整備課	団体営農業集落排水事業費	297,975
	農地整備課	農業集落排水施設接続支援事業費<環境税>	26,000
安全な暮らしの確保	畜産課	食肉流通合理化促進事業費	974
	畜産課	家畜衛生対策事業費	16,159
	畜産課	家畜伝染病予防事業費	370,763
	畜産課	農場防疫対策支援事業費	16,000
災害・危機に備えた県土整備や危機管理体制の充実強化	農村計画課	農村地域防災減災事業費	998,738
	農村計画課	田んぼダム促進緊急対策事業費	698,400
原子力安全対策の徹底	農業技術課	農林水産物モニタリング強化事業費	24,708

※<環境税>: 森林湖沼環境税活用事業

農林水産部の主要事業
 <林業部門>

(新：新規、拡：拡充)

施策名	課名	事業名	予算額 (千円)
林業経営の自立化	林政課	地域森林計画編成事業費	3,400
	林政課	森林計画調査事業費	4,604
	林政課	林地台帳整備支援事業費	10,706
	林政課	いばらき林業トップランナー育成支援事業費〈環境税〉【R7補正含む】	238,900
	林政課	林業改良指導事業費	17,338
	林政課	林業後継者育成事業費	4,431
	林政課	林業担い手育成強化対策事業費	11,300
	林政課	特用林産施設等体制整備事業費	63,211
	林政課	特用林産物活用施設等整備事業費【R7補正含む】	209,384
	林政課	しいたけ原木林再生調査事業費	22,000
	林政課	うるし生産体制整備事業費	17,097
	林政課	林業技術センター運営費	83,473
	林政課	市町村森林整備等バックアップ事業費	101,685
	林業課	県有林事業費	83,597
	林業課	造林事業費(いばらきの森再生事業を除く)	50,000
	林業課	いばらきの森再生事業費【R7補正含む】〈環境税〉	1,063,686
	林業課	林道事業費	358,339
	林業課	優良種苗確保事業費	7,647
林業課	種苗生産体制整備事業費〈環境税〉	24,000	
県産木材の利用促進と木材産業の発展	林政課	いばらき木づかいチャレンジ事業費〈環境税〉	167,800
	林政課	木材利用促進施設整備事業費【R7補正】	70,650
機能豊かな森林づくりの推進	林政課	森林・林業体験学習促進事業費〈環境税〉	38,400
	林政課	緑化推進事業費	5,819
	林政課	自然観察施設管理運営費	175,707
	林業課	治山事業費【R7補正含む】	1,401,618
	林業課	海岸防災林機能強化事業費〈環境税〉	203,000
	林業課	海岸県有林管理事業費	5,842

※〈環境税〉：森林湖沼環境税活用事業

令和8年度 水産業部門主要施策体系

(新：新規、拡：拡充)

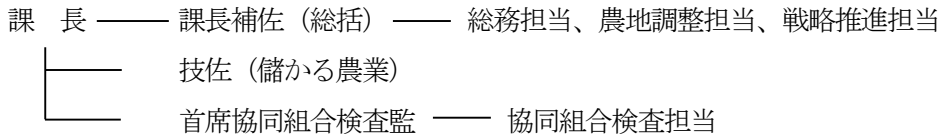
施策名	課名	事業名	予算額(千円)
漁業経営の強化と担い手の育成	漁政課	組合育成指導費	777
	漁政課	漁業近代化資金等利子補給 (含 まき網漁業鮮度向上支援利子補給)	59,319
	漁政課	水産振興資金貸付金(漁業資金)	236,000
	漁政課	沿岸漁業改善資金貸付金	50,000
	漁政課	次世代漁業人材確保支援事業費	388,750
	漁政課	拡 県産シラス競争力強化対策事業費	13,344
	漁政課	漁業後継者対策事業費	842
	水産振興課	浜の活力再生・成長促進事業費	9,639
つくり育て管理する漁業の推進	漁政課	水産資源調査・評価推進委託事業費	23,117
	漁政課	漁業調整費	2,300
	漁政課	漁業取締費	26,781
	漁政課	施設整備費(漁業取締)	82,499
	水産振興課	資源管理型漁業推進対策事業費	100
	水産振興課	栽培漁業事業費	230,384
新たな養殖産業の創出	水産振興課	「いばらきの養殖産業」創出・育成事業費	104,145
漁業と水産加工業の連携強化	漁政課	水産振興資金貸付金(加工資金)	464,000
	漁政課	水産加工経営改善促進資金利子補給	800
	漁政課	拡 県産シラス競争力強化対策事業費(再)	13,344
	漁政課	試験研究費(加工技術開発試験費)	1,561
	水産振興課	広域漁港整備事業費	547,661
	水産振興課	漁港開港対策事業費	60,000
水産物の販路拡大	漁政課	県産水産物流通消費拡大事業費	5,251
	漁政課	県産水産物輸出促進事業費	4,551
	漁政課	水産物安全確認モニタリング調査事業費	6,324
元気な漁業地域づくり	漁政課	鹿島灘はまぐり遊漁対策広報・整備事業費	683
	水産振興課	漁港管理費	134,442
	水産振興課	水産基盤ストックマネジメント事業費	369,600
	水産振興課	漁業集落環境整備事業費	21,600
内水面の水産業の振興	漁政課	漁業による水質浄化機能促進事業費(環境税)	17,739
	漁政課	拡 未利用魚有効活用促進事業費	13,910
	漁政課	試験研究費(フォウガメ養殖等内水面水産研究推進事業費)	11,103
	水産振興課	内水面漁業振興対策費	3,301
	水産振興課	漁場環境保全創造事業費	166,200
	水産振興課	拡 霞ヶ浦北浦ウナギ資源増大対策事業費	52,434
	水産振興課	漁場環境・生態系保全活動支援事業費(環境税)	3,724

※＜環境税＞：森林湖沼環境税活用事業

農業政策課

① 組織

ア 本 庁



イ 出先機関

機 関 名	所 在 地	電 話 番 号
県北農林事務所	常陸太田市山下町4119 常陸太田合同庁舎内	0294 (80) 3300
〃 常陸大宮地域農業改良普及センター	常陸大宮市野中町3083-2 常陸大宮合同庁舎内	0295 (53) 0116
〃 高萩土地改良事務所	高萩市春日町3-1	0293 (22) 2379
県央農林事務所	水戸市柵町1-3-1 水戸合同庁舎内	029 (221) 3012
〃 笠間地域農業改良普及センター	笠間市笠間1531 笠間合同庁舎内	0296 (72) 0701
鹿行農林事務所	鉾田市鉾田1367-3 鉾田合同庁舎内	0291 (33) 6284
〃 行方地域農業改良普及センター	行方市麻生1700-6 行方合同庁舎内	0299 (72) 0256
県南農林事務所	土浦市真鍋5-17-26 土浦合同庁舎内	029 (822) 0841
〃 稲敷地域農業改良普及センター	稲敷市江戸崎甲541 稲敷合同庁舎内	029 (892) 2934
〃 つくば地域農業改良普及センター	つくば市谷田部3951-5	029 (836) 1109
〃 稲敷土地改良事務所	稲敷市江戸崎甲541 稲敷合同庁舎内	029 (892) 2411
県西農林事務所	筑西市二木成615 筑西合同庁舎内	0296 (24) 9307
〃 結城地域農業改良普及センター	結城郡八千代町若1517-5	0296 (48) 0184
〃 坂東地域農業改良普及センター	坂東市岩井5205-3	0297 (34) 2134
〃 境土地改良事務所	猿島郡境町2174-13	0280 (87) 0822

② 分掌事務

1. 農林水産行政に係る総合対策の計画調整に関すること。
2. 儲かる農業の実現に向けた取組の推進に関すること。
3. 国有農地等及び開拓財産の管理及び処分に関すること。
4. 農業振興地域の整備に関すること。
5. 農地等の転用に関すること。
6. 農村地域産業導入に関すること。
7. 農業協同組合及び水産業協同組合の検査に関すること。
8. 農林事務所に関すること。

③ 令和8年度施策の概要

県総合計画～「新しい茨城」への挑戦～の重点施策として「儲かる農業」の実現を掲げ、農業者が収益性の高い経営を展開し、得られた利益を事業の多角化などの新たな試みに再投資して持続的に経営を発展させるという好循環を生み出すことで、「農業の成長産業化」を進める。

併せて、強い農業を実現していく上で基本となる、優良農地の保全・確保や農業協同組合等の経営の健全化を図る。

1 儲かる農業の実現に向けた取組の推進

本県の令和6年農業産出額は5,494億円（前年対比958億円増）であり、農業経営体1経営体当たりの生産農業所得は前年から169万円増加し、584万円（全国順位7位）となった。

茨城農業の将来ビジョンが目指す儲かる農業の実現に向けて、茨城県食と農を守るための条例や食料・農業・農村基本法の基本理念を踏まえつつ、生産性の向上や高付加価値化などの取組を進め、食料の安定供給を担う本県農業の持続的な発展を図る。

2 優良農地の保全・確保

農地法や農業振興地域の整備に関する法律のほか、関係法令等に基づき、市町村、市町村農業委員会及び（一社）茨城県農業会議と連携して、優良農地を保全・確保し、農業生産力の維持と農業経営の安定を図る。

3 農協等の検査による経営の健全化

農業協同組合法及び水産業協同組合法に基づき農協及び漁協等の運営について合法性、合目的性、合理性の観点から検査し、組合の健全な発展を図る。

④ 主要事務事業の概要

当初予算

(農地調整)

(単位：千円)

事業名	予算額	事業概要
農地総合調整費	1,617	農地の権利移動の適正な処理、農地の適正な転用規制及び合理的な土地利用調整により優良農地の確保を図る。 ・農地転用許可件数 約3,500件 ・農振除外件数 約 400件
農地転用許可等事務処理特例交付金	32,224	農地転用許可事務等を移譲された市町村に対し、事務執行のための交付金を交付する。 ・農地法第4条、第5条権限移譲市町村：44市町村 ・農地法第18条権限移譲市町村：26市町村（農業経営課所管） ・農振法第15条の2権限移譲市町村：1市
国有財産管理事務費	10,849	農地法に基づいて自作農財産の管理・処分（売払い等）を行う。 ・農耕貸付件数：3件 ・転用貸付件数：4件 ・売払い件数：5件 ・所管替え件数：5件

(戦略推進)

(単位：千円)

事業名	予算額	事業概要
農政企画費	4,880	儲かる農業を実現するために必要な情報収集を行い、農業経営の所得向上に向けた取組を推進する。

(協同組合検査)

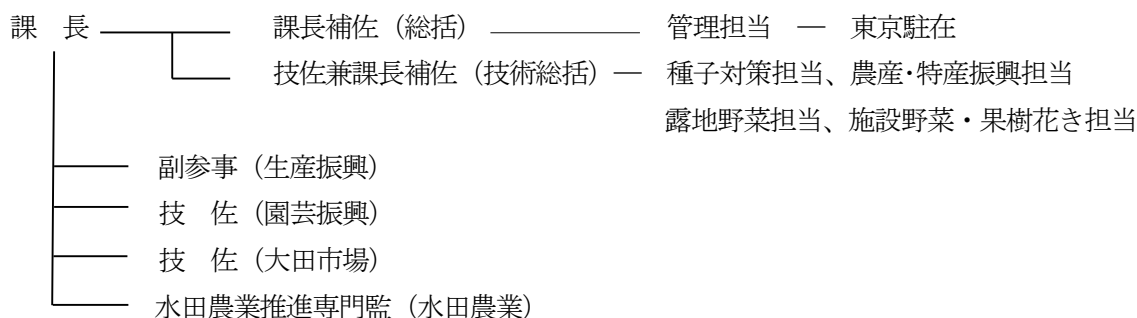
(単位：千円)

事業名	予算額	事業概要
農業協同組合等検査費	4,659	農業協同組合法または水産業協同組合法の規定に基づき、合法性、合目的性、合理性の観点から、農協等の業務及び会計状況を検査し、組合経営の健全化を図る。 ・検査対象組合数：（農協） 18組合 （漁協等） 40組合

産地振興課

① 組織

○ 本 庁



② 分掌事務

1. 農作物の産地体制の整備に関すること。
2. 農作物の生産に関すること。
3. 農作物の種子及び種苗に関すること。
4. 経営所得安定対策に関すること。
5. 主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（平成6年法律第113号）の施行に関すること。
6. 農業の機械化に関すること。
7. 農産物検査法（昭和26年法律第144号）の施行に関すること。
8. 卸売業者、消費者等のニーズの把握及び産地の育成に関すること。

③ 令和8年度施策の概要

産地を取り巻く環境は、人口減少、少子高齢化に伴う国内市場の縮小、グローバル化の急速な進展を背景とした国内外の産地間競争の激化、不安定な国際情勢による生産資材の価格高騰、高齢化等による担い手不足等により、今後一層厳しくなることが予想される。

このような中、本県農業者の所得向上のためには、より強い農業への構造転換を進め、「儲かる農業」を実現するための各種施策を進めていくことが重要である。

水田農業については、需要に応じた米生産を進めつつ、経営の大規模化や特色ある米づくり、高温耐性品種の導入など収益性の高い農業構造への転換を推進する。

園芸では、なしの「恵水」やメロンの「イバラキング」、いちごの「いばらキッス」など県オリジナル品種を活用した所得向上や輸出などに取り組む革新的な産地づくりを推進する。特に、「メロン」と「いちご」については、コンテストの開催等により、新たに贈答用高級品の創出に取り組むとともに、高品質生産技術の横展開を図る。

また、国内外で需要が拡大しているハナモモなどの枝物については、荒廃農地を活用した更なる生産拡大に取り組む。くりについては、笠間栗ファクトリー株式会社の経営安定化に向けた支援や出荷貯蔵施設への冷蔵庫等の導入により高品質化及び出荷期間の延長を図り、他県への原料供給地から脱却し、儲かるくり産地への構造改革を図る。

さらに、ほしいものトップブランド化に加え、衛生管理の高度化に取り組むとともに、露地野菜については、加工・業務用需要への対応や差別化商品づくり等の取組を支援する。

首都圏における県産農産物の販売促進については、産地による市場PRの支援や実需者の産地視察を通じて取引拡大に繋げる。

1 米・麦・大豆・そば等土地利用型作物の産地づくりと水田の有効活用

- (1) 米については、国による水田施策の見直しが行なわれる中、収益性の高い農業構造への転換を図るため、需要に応じた生産を推進するとともに、農地の集約やブランド化、高温耐性品種の導入、中長期的な観点から海外市場の開拓などに取り組んでいく。
- (2) 麦・大豆については、国内需要の大半を輸入に頼っているなか、国際情勢の不安定化や気候変動などの影響により、実需者から国産化のニーズが高まっていることから、優良品種の導入や品質分析に基づく栽培改善、収穫後の調製・品質管理の徹底等を図るとともに、生産者自らが価格交渉を行う取組を推進する。
- (3) そばについては、「常陸秋そば」の収量と品質の安定化を図るため、優良種子の確保と高品質安定生産技術の普及を図る。
- (4) 主要農作物等の種子については、必要な予算を確保した上で、関係機関と連携し、需要が見込まれる農作物の種子の生産と供給等に取り組んでいく。

2 野菜・果樹・花き等の園芸産地づくり

- (1) 野菜については、本県特産のほしいもについて、トップブランド化やプロモーションに加え、衛生管理の高度化に取り組む。

また、メロン及びいちごについては、県オリジナル品種「イバラキング」及び「いばらキッス」を中心に、産地と連携して贈答用高級品の創出に取り組む。さらに、トップレベル生産者の高品質生産技術を見える化し、県内の意欲的な生産者に横展開を図る。

加えて、その他の主要な品目については、実需者や消費者から選ばれる産地になるよう差別化商品づくりや、市場や食品企業等からの提案に基づき、需要拡大が見込まれる新品目の導入を促進するとともに、加工・業務用野菜の新たな産地づくりを推進する。

さらに、意欲ある担い手農家の生産性を向上させ、所得向上につなげるため、ICTを活用したスマート農業の実践や省力化に必要な先端技術の導入、生産コスト削減のための省エネ設備、高品質・安定生産に必要な機械や施設の整備等の支援、高度環境制御装置を導入した次世代施設園芸の普及に取り組む。

- (2) 果樹については、「茨城県果樹農業振興計画」に基づき、産地自らによる果樹産地構造改革計画の策定を促進し、生産や流通販売、人材の確保、育成等について戦略を持った果樹産地の取組を支援する。

特になしでは、年数を経過した樹園地が多く、収量が低下していることから、県オリジナル品種「恵水」等への新植・改植を進めるとともに、早期に成園化が可能となるジョイント栽培技術の普及を積極的に進める。

また、「恵水」のブランド化を図るため、「恵水栽培管理マニュアル」による大玉生産技術の普及や「恵水」の目揃い会を開催し、出荷基準の遵守などを進める。

さらに、くりについては、県出資法人の笠間栗ファクトリー(株)の経営の安定化を支援するとともに、産地における集出荷貯蔵体制の強化により、これまで県外の加工業者に安価で販売されていた本県産くりを、県内で加工し付加価値を生み出し生産者の所得向上につなげるくり産地の構

造改革に主体的に取り組む。

- (3) 花きについては、「茨城県花き振興計画」に基づき、消費者・実需者ニーズをとらえた生産技術の確立を支援するとともに、省力化や低コスト化、高品質化のための施設・機械の整備を推進する。

また、各種イベントの開催を通して、本県産花きのPRと消費拡大及び花き文化の理解促進を図る。

さらに、枝物については、荒廃農地を整備することにより生産圃場の拡大を図るとともに、生産力低下など技術課題の解決に産地と共に取り組む。

- (4) 特用作物（茶・たばこ・薬用作物等）については、生産農家の経営安定を図るため、生産管理用機械の導入や自然災害防止施設等の整備を支援する。特に茶では、関係機関等と連携した消費拡大のためのイベント等を通して県産茶のPR等に努めるとともに、国内外で需要が拡大する抹茶の生産に向け、農業者の意向や実需者のニーズを踏まえ、安定生産技術の開発や加工施設等の導入を支援する。

- (5) 使用済の農業用プラスチックについては、産地の環境保全と施設園芸の振興を図るため、市町村協議会及び（公社）茨城県農林振興公社と連携しながら、茨城県園芸リサイクルセンターの運営を支援し、適正処理の確保に取り組んでいく。

④ 主要事務事業の概要

当初予算

(種子対策、農産・特産振興)

(単位：千円)

事業名	予算額	事業概要
優良種子確保対策事業費	18,700	<p>主要農作物(稲、麦、大豆)、そば等の種子を安定的に供給するため、原原種や種子の生産、奨励品種の選定等を行うほか、持続的な種子生産に向けた生産・供給体制構築の取組を支援する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・R7年種子生産量: 稲 1,619t、麦 470t、大豆 76t ・生産・供給体制構築の取組支援 <p>支援対象者：農業者 補助率：10/10（定額 20 千円/10a 以内）等</p>
経営所得安定対策等推進事業費	291,029	<p>経営所得安定対策の加入推進や「水田収益力強化ビジョン」の作成を支援するとともに、茨城県農業再生協議会及び各市町村の地域農業再生協議会が連携して、経営所得安定対策制度を円滑に運営する。</p>
水田農業対策県指導費	4,953	<p>水田を活用し、現場のニーズに基づく麦や大豆、飼料用米、収益性の高い園芸作物等の高品質・安定生産技術を研究・開発するとともに、その成果を生産現場で実証する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水田における高収益作物の安定多収に向けた実証ほ設置
農産振興対策事業費	9,341	<p>本県産の米、麦、大豆、そば、落花生、常陸大黒等の生産振興を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・稲作の省力低コスト技術の実証ほ設置 ・良食味米生産、高温耐性品種導入等に向けた実証ほ設置 ・いばらき米の極み頂上コンテスト開催 など
いばらきの米トップランナー産地拡大事業費	9,900	<p>本県の良食味米のブランド化に向け、全国レベルのコンテストでの上位入賞を目指した技術開発などにより、客観的な評価を得ながら、特色ある米づくりに取り組む。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コンテストを勝ちぬく技術開発
いばらきの抹茶産地育成事業費	400,000	<p>国内外で需要が急速に拡大している抹茶等の産地育成に向け、高品質な抹茶づくりに取り組む意欲的な事業者等の施設整備を支援する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象者：製茶事業者、農業者の組織する団体等 ・補助率：2/3以内

(種子対策、農産・特産振興つづき)

(単位：千円)

事業名	予算額	事業概要
農産園芸共同利用施設整備事業費	1,154,622	<p>1 いばらきの強い農業づくり総合支援事業 (89,980)</p> <p>産地において販売価格の向上や販売量の増大、生産流通コストの低減を図るため、生産、流通に必要な大規模共同利用施設の整備を支援する。</p> <ul style="list-style-type: none">・事業主体：市町村、農業者が組織する団体等・補助率：1/2 以内等(補助上限：年度当たり 20 億円) <p>2 いばらきの産地パワーアップ支援事業 (収益性向上対策) (192,096)</p> <p>意欲のある農業者等が高収益な作物・栽培体系への転換を図るための取組について、全ての農作物を対象にソフト・ハードを一体的に支援する。</p> <ul style="list-style-type: none">・支援対象者：「産地パワーアップ計画」に位置づけられている農業者、農業者団体等・補助率：施設整備は 1/2 以内、農業機械導入は本体価格の 1/2 以内 <p>3 いばらき共同利用施設再編集約・合理化支援事業 (636,061)</p> <p>農業の構造転換の実現に向け、地域農業を支える老朽化した共同利用施設の再編集約・合理化に取り組む産地を支援する。</p> <ul style="list-style-type: none">・支援対象者：農業協同組合、農事組合法人、農業者の組織する団体等・補助率：<ul style="list-style-type: none">①共同利用施設の再編集約・合理化 (1/2 以内)②ブランド化・差別化のさらなる加速化 (①の取組に対し、ブランド化・差別化を可能とする施設整備に限り、上乘せ補助を実施 県 0.5/10 以内+国 0.5/10 以内)

		<p>4 いばらきの農業支援サービス事業緊急拡大支援対策事業(236,485)</p> <p>農業支援サービスの展開に向け、サービスの提供に要するスマート農業機械の導入等の取組を支援する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・支援対象者：農業者、個人事業者等 ・補助率： <ul style="list-style-type: none"> ①立上げ・事業拡大の取組（定額） ②スマート農業機械等の導入（1/2 以内）
畑地化促進事業費	21,688	<p>1 産地づくりに向けた体制構築支援</p> <p>畑作物の産地づくりに取り組む地域を対象に団地化やブロックローテーションの体制構築等に係る調整等を支援する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業主体：県、市町村、再生協議会等 ・補助率：定額（10/10、3,000 千円/協議会上限） <p>2 土地改良区決済金等支援</p> <p>水田の畑地化に伴い、土地改良区からの除外に係る地区除外決済金等を支援する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業主体：土地改良区 ・補助率：定額（10/10、250 千円/10a 上限）

(露地野菜)

(単位：千円)

事業名	予算額	事業概要
茨城ほしいもトップランナーグレードアップ事業費	49,782	<p>本県が産出額全国シェア9割超を占めるほしいもについても、需要の増加に伴って全国的に増産が図られていることを鑑み、今後の産地間競争を勝ち抜き、圧倒的シェアを維持していくため、トップブランド化及び話題性のあるプロモーションに取り組む。</p> <ol style="list-style-type: none"> ほしいものトップブランド化 <ul style="list-style-type: none"> ・トップブランド基準の精査 ・トップブランド品の認定及び差別化販売 ほしいもプロモーションの展開 <ul style="list-style-type: none"> ・「美味しいほしいもといえば茨城」の認知度向上に向けたPR活動 ・「全国ほしいもグランプリ 2027」の開催 ほしいも生産における衛生管理の高度化支援 <ul style="list-style-type: none"> ・ほしいも生産の衛生管理に係る講習会の開催 ・民間認証型 HACCP 等の取得支援
儲かる産地支援事業費	96,000	<p>ICT を活用したスマート農業の実践や省力化に必要な先端技術の導入、高品質・安定生産に必要な機械や施設の整備等のほか、高品質メロン創出及び輸出拡大に必要な機械や資材等の導入を支援する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業主体：農協、営農集団、農業法人、認定農業者等 ・補助率：1/3以内等
野菜価格安定供給事業費補助	173,245	<ol style="list-style-type: none"> 指定・特定野菜価格安定供給事業費補助 指定産地等から出荷された野菜の市場価格が下落した場合に、農家経営に及ぼす影響を緩和するため、保証基準価格と平均販売価格との価格差の一部を生産者に交付する。 <ul style="list-style-type: none"> ・事業主体：(独)農畜産業振興機構、(公社)茨城県農林振興公社 ・補助率：国 1/3～65/100 県 17.5/100～1/3 県単野菜価格安定供給事業費補助 指定特定事業の条件を満たさない産地等から出荷された野菜の市場価格が下落した場合に、農家経営に及ぼす影響を緩和するため、保証基準価格と平均販売価格との価格差の一部を生産者に交付する。 <ul style="list-style-type: none"> ・事業主体：(公社)茨城県農林振興公社 ・補助率：県 1/2

(露地野菜つづき)

(単位：千円)

事業名	予算額	事業概要
農業用プラスチック適正処理対策事業費	32,012	<p>1 事業費補助 農業用プラスチックの再生処理対策として、園芸リサイクルセンターの運営を支援する。 ・事業主体：(公社)茨城県農林振興公社 ・補助率：定額</p> <p>2 農業用資材の資源循環利用推進事業 農業由来廃プラの新たなリサイクル技術や回収システムの実証等を支援する。 ・事業主体：市町村協議会 ・補助率：定額(上限8,000千円)</p>

(施設園芸・果樹花き)

(単位：千円)

事業名	予算額	事業概要
いばらきの園芸産地強化推進事業費補助	73,979	<p>全県的な園芸振興を図るため、任意組合等が行う取組を支援する(公社)茨城県農林振興公社の経費を補助する。</p> <p>また、県オリジナル品種等を安定的に供給し、園芸産地の維持発展や新産地の育成を図るため、園芸種苗センターにおいて、県オリジナル品種等の種苗を生産する。</p> <p>1 いばらきの園芸活性化体制整備事業 ・補助先：(公社)茨城県農林振興公社園芸振興部 ・補助率：10/10、定額</p> <p>2 園芸種苗センター生産運営管理等業務委託 ・委託先：(公社)茨城県農林振興公社園芸振興部 ・委託内容：県育成品種の優良種苗等の生産安定供給、種苗生産施設の維持管理業務</p>
いばらきの枝物トップランナー産地拡大事業費	23,100	<p>国内外の旺盛な需要に対応するために、①荒廃農地の再生等による農地の拡大、②枝物の生産拡大に係る機械導入を行う。</p> <p>・事業主体：農業者、新規就農者、農業者の組織する団体等 ・補助額：①1/2～2/3、②1/2以内</p>

(施設園芸・果樹花きつづき)

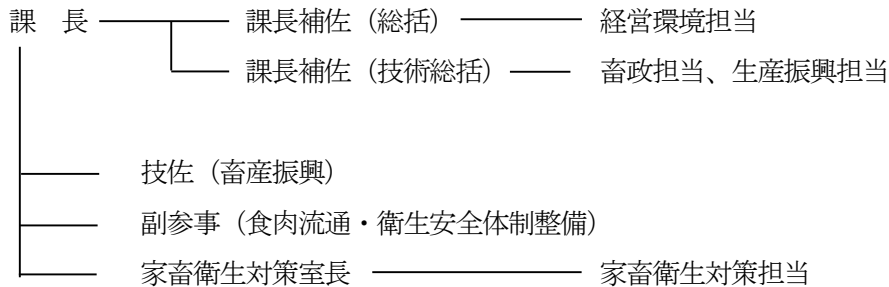
(単位：千円)

いばらき高品質メロン創出事業費	19,451	外観・食味等にこだわった贈答用高級メロンの創出に取り組み、認知度や単価を向上させることで、量と質を両立する日本一のメロン産地の育成を図る。 また、コンテスト受賞者の栽培技術の見える化に取り組むとともに、研修会等を通じたトップレベル生産者の栽培技術の横展開を図る。
茨城いちごブランドアップ事業費	21,166	産地と協働したコンテストを開催し、コンテスト受賞品を都内百貨店等で販売することで、本県産いちごのブランド力向上を図るとともに、県内の観光いちご園等に誘客促進を図る。 また、トップレベル生産者の栽培技術の横展開を通じて、本県産いちご全体の栽培技術の向上及び単価の向上を図る。
いばらき栗ブランドアップ事業費	31,905	本県を代表する農産物の一つであるくりについて、集出荷貯蔵施設への冷蔵庫等の導入により高品質化及び出荷期間の延長を図り、県産くりの県内加工を促進する。 さらに、くり加工品の販売促進フェアを開催することで本県産くりのブランド力を高める。
2027年国際園芸博覧会屋内展示事業費	15,048	2027年に神奈川県横浜市で開催される同博覧会において、本県の花々や緑の魅力を発信することにより、県産花きの振興並びに国内外からの観光誘客を図る。

畜産課

① 組織

ア 本庁



イ 出先機関

機 関 名	所 在 地	電 話 番 号
県北家畜保健衛生所	水戸市中河内町 966-1	029(225)3241
鹿行家畜保健衛生所	鉾田市鉾田 1367-3 鉾田合同庁舎内	0291(33)6131
県南家畜保健衛生所	土浦市真鍋 5-17-26 土浦合同庁舎内	029(822)8518
県西家畜保健衛生所	筑西市新井新田 42-4	0296(52)0345
畜産センター	石岡市根小屋 1234	0299(43)3333
畜産センター肉用牛研究所	常陸大宮市東野 3700	0295(52)3167
畜産センター養豚研究所	稲敷市佐倉 3240	029(892)2903

② 分掌事務

1. 家畜及び家きんの改良増殖に関すること。
2. 畜産経営に関すること。
3. 畜産環境の保全に関すること。
4. 家畜、家きん、蜜蜂の飼料及び草地に関すること。
5. 畜産金融に関すること。
6. 畜産物の生産に関すること。
7. 装蹄師及び家畜商に関すること。
8. 飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律(昭和 28 年法律第 35 号)の施行に関すること。
9. 畜産センターに関すること。
10. 畜舎等の建築等及び利用の特例に関すること。

(家畜衛生対策室)

1. 家畜衛生に関すること。
2. 獣医師に関すること。
3. 動物薬事に関すること。
4. 家畜保健衛生所に関すること。

③ 令和8年度施策の概要

本県畜産は、令和6年産出額が1,286億円で、農業産出額の約23%を占める基幹産業であり、首都圏を中心とした大消費地への畜産物の供給基地として重要な役割を担っている。

しかしながら、畜産を巡る情勢は、高齢化による担い手の減少や飼料高騰等による生産コストの増大、温暖化の進展に伴う生産性低下の顕在化に加え、人口減少の加速化による国内市場の縮小、高病原性鳥インフルエンザやアフリカ豚熱の世界的な流行など大変厳しい状況が続いている。

このような中においても儲かる畜産経営体の育成と本県畜産を振興していくため、生産性の向上や規模拡大、経営・飼養管理技術の高度化等による収益性の高い経営体の育成、家畜の暑熱ストレスを軽減するため畜舎暑熱対策の取組を後押しするほか、長期的な戦略に基づく更なる高付加価値化やブランド化、国内外における積極的な販路開拓等に取り組んでいく。

さらに、国内で発生が頻発している豚熱や高病原性鳥インフルエンザなど家畜伝染病の発生予防やまん延防止対策等を講じるほか、家畜排せつ物の適正処理や有効活用を進めるなど畜産環境対策の徹底を図る。

1 銘柄畜産物のブランド力強化と生産振興対策

- (1) 「常陸牛」については、更なる品質とブランド力向上を図るため、オレイン酸や小ザシなどの脂肪の質等に注目した肉質基準で厳選する「常陸牛煌」のトップブランド化に向けたフェア開催やPR活動を展開するとともに、和牛のおいしさに関係するオレイン酸比率やと畜月齢で基準を設けた「県認定制度」の運用を図る。さらに、品質を担保した常陸牛を流通させるため、全出荷市場におけるオレイン酸測定体制を整備する。生産対策として、「常陸牛煌」を始めとした高品質な常陸牛を生産するために、能力の高い繁殖雌牛を効率的に増頭する取組や受精卵を活用した高品質な常陸牛の素となる子牛の生産拡大を推進する。さらに、国内外での販売促進活動を支援することで、生産から流通・販売までの対策を一体的かつ戦略的に展開する。
- (2) 「常陸の輝き」については、メディアに取り上げられるような話題性のあるイベント開催により更なる知名度向上を目指すとともに、品質向上のための飼料給与試験を実施する。
- (3) 「奥久慈しゃも」については、実需者から高く評価されている品質を維持できるよう原種鶏を安定的に供給するとともに、更なる販路拡大に向けて生産から流通販売まで一体的な推進方策について検討を行う。また、鶏卵については、本県産の「こだわり卵」の魅力を全国に発信し、消費拡大を図る。
- (4) 酪農については、優良な後継雌牛の導入支援による中核的な酪農経営体の育成、国産飼料を主体とした経営への転換を推進するとともに、生乳の消費拡大を支援する。
- (5) 畜産経営の規模拡大や生産性の向上による収益性の高い経営体を育成するとともに、食肉の流通体制の合理化を推進する。
- (6) 輸入飼料価格に左右されない安定した畜産経営の実現を図るため、食品残渣等の利用促進や自給飼料の生産拡大の取組を推進し、輸入飼料から国産飼料への転換を図る。

2 家畜衛生対策の充実と安全な畜産物の生産

- (1) 家畜伝染病の発生予防対策として、農家自らが行う消毒機器の整備や防鳥ネットの設置等を支援するとともに、飼養衛生管理基準の遵守指導に加え、豚熱対策として、防疫指針に基づく飼養

豚へのワクチン接種や野生いのししへの経口ワクチン散布等を行う。

- (2) 万が一発生した場合のまん延防止対策として、大規模農場での発生を想定し市町村や関係団体等と一体なった防疫体制を構築するとともに、初動防疫に必要な資材の備蓄や防疫演習を実施する。また、野生いのししでアフリカ豚熱が確認された際の対応について、関係各機関及び関係団体と連携し、まん延防止のための防疫体制を構築する。
- (3) 「茨城県鳥インフルエンザの発生の予防及びまん延の防止に関する条例」に基づき、発生予防のための研修会の開催や大規模農場の防疫対応計画の策定等、万が一の発生に備える。
- (4) 家畜衛生情報を収集するとともに、診断予防技術の向上や、防疫マップシステムの整備を進め、監視・危機管理体制を強化するほか、慢性疾病を低減させるための衛生対策を徹底することにより生産性の向上を図る。
- (5) 農場HACCP等の導入を支援するとともに、動物用医薬品の適正使用や、飼料安全性の確保等により安全安心な畜産物の生産を推進する。

3 持続可能な畜産経営の実現

- (1) 「家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律」に基づく管理基準の遵守を指導するとともに、家畜排せつ物の管理・利用状況の把握、畜舎排水の適正化指導、臭気の低減対策に取り組む。
- (2) 霞ヶ浦・涸沼流域で生産された堆肥について、流域外の農地での利用促進、家畜排せつ物処理施設の整備や補改修による適正処理の支援、液状肥料利用のモデル事例づくりを推進し、霞ヶ浦・涸沼への負荷削減を図る。
- (3) 良質堆肥を生産する畜産農家とその堆肥を利用する耕種農家との耕畜連携による資源循環型の農業団地を形成し、農業所得向上モデルを確立する。
- (4) 地球温暖化に伴う猛暑の影響による生産性の低下を防ぐため、畜舎内の温度を低下させるのに有効な設備等の導入を推進する。

4 試験研究の推進と畜産技術の普及促進

- (1) ブランド力強化を支える先端技術等を活用した新品種・新技術の開発
常陸牛、常陸の輝き、奥久慈しゃもの更なる高付加価値化を図るため、遺伝情報等に基づき品質等に優れた種畜や種鶏の育種改良を進めるとともに、開発した種畜を安定的に供給することでブランド化を支援する。
- (2) 持続可能な畜産経営を支える技術の開発
地域と調和した経営を行えるよう、堆肥の有効活用技術や液肥の利用促進に関する研究を進めるとともに、食品残渣の給与実証等に取り組む。
- (3) 畜産技術の習得支援や人材育成等
生産技術の習得や向上、畜産経営の改善に資する研修等を実施することで、儲かる畜産経営の実現に必要な人材育成に努める。

④ 主要事務事業の概要

当初予算

(生産振興)

(単位:千円)

事業名	予算額	事業概要
家畜生産性向上対策事業費 (優良雌牛地域内流通対策 確立推進事業)	13,654	能力検定による家畜の改良や優良乳用雌牛の導入 による中核的な経営体の育成を図る。 ・事業主体：茨城県酪農業協同組合連合会 ・補助率 (1)牛群検定の実施等(定額) (2)地域内流通マッチングシステムの構築(1/2) (3)乳用雌牛(子牛)の導入支援(定額) (4)乳用雌牛(妊娠牛)の導入支援(定額) (5)廃業する農家からの乳用雌牛導入(定額)
ブランド豚肉生産拡大事業 費	42,225	銘柄豚肉「常陸の輝き」の更なる知名度向上と高 品質安定生産を実現するため、話題性のあるイベン ト開催や飼料の給与試験を実施する。 ・イベント・メニューフェアの開催(営業戦略部) ・飼料の給与試験の実施 ・品質維持のための肉質分析や巡回指導 ・証明書の発行による流通管理の徹底 ・取扱業者、指定店の確保対策
高品質常陸牛生産対策事業 費	137,410	「常陸牛煌」の生産拡大を図るため、オレイン酸 や小ザンなどの遺伝能力に優れた繁殖雌牛の確保支 援や受精卵技術を活用した増頭を支援する。 1 繁殖雌牛の確保支援 ・事業主体：常陸牛の素牛を生産する繁殖農家 ・補助率：1/2以内(補助上限額：300千円/頭) 2 ゲノミック評価支援 ・事業主体：常陸牛の素牛を生産する繁殖農家 ・補助率：定額 3 受精卵技術を活用した効率的な繁殖雌牛の増頭 ・脂肪の質に関する遺伝的能力が極めて高い雌牛 の畜産センターへの導入 ・脂肪の質に関する遺伝的能力が高い雌牛からの 採卵 4 乳牛等の借腹と和牛受精卵を活用した増頭支援 ・事業主体：県内酪農家 ・補助率：定額補助(100千円/頭)

(生産振興つづき)

(単位:千円)

事業名	予算額	事業概要
銘柄畜産物ブランド支援事業費	72,640	<p>銘柄畜産物の更なるブランド強化を図るため、販売ターゲットに応じた戦略的なプロモーションやSNS等を活用した効果的な情報発信を支援する。</p> <p>常陸牛については、「常陸牛煌」のトップブランド化を目指して、メニューフェアの開催やPRを通じた知名度向上と販路拡大を進めるとともに、「県認定制度」の運用を図るほか、品質を担保した出荷体制の整備を図る。</p> <p>また、輸出促進員を中心に関係者が連携した更なる輸出拡大策を支援する。</p> <p>1 常陸牛ブランド支援対策</p> <p>(1)国内対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業主体：茨城県常陸牛振興協会 ・補助率：1/2以内 <p>(2)輸出対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業主体：(公社)茨城県畜産協会 ・補助率：1/2以内 <p>(3)常陸牛の新たな格付実施体制の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「常陸牛煌」「県認定常陸牛」の制度運用 ・常陸牛のオレイン酸基準の導入 <p>(4)「常陸牛煌」流通・販売対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・メニューフェア等のイベント開催や情報発信等の実施 <p>2 県産銘柄豚肉支援対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業主体：茨城県銘柄豚振興会 (公社)茨城県畜産協会 ・補助率：1/2以内、定額 <p>3 奥久慈しゃもブランド力強化支援対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業主体：奥久慈しゃも生産組合 ・補助率：1/2以内 <p>4 いばらきの卵消費拡大支援対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本県産卵の認知度を向上させるための、動画やロゴマークを活用したPR活動の実施

(生産振興つづき)

(単位：千円)

事業名	予算額	事業概要
飼料対策推進事業費(飼料国内自給化緊急対策事業)	5,400	<p>輸入飼料価格に左右されない安定した畜産経営の実現を図るため、自給飼料の作付面積拡大に対する支援や未利用農産物と食品残渣の飼料化実証経費を支援する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業主体：畜産農家、コンソーシアム 等 ・補助率：作付面積拡大 定額 飼料化実証 1/2 以内

(畜政)

(単位：千円)

事業名	予算額	事業概要
食肉流通合理化促進事業費	974	<p>県内と畜場の再編合理化と高度な衛生管理基準に対応した食肉センターの整備検討を推進する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・食肉センター整備検討に関する指導、助言
国補試験研究費	60,472	<p>儲かる畜産経営体の育成及び地域と調和した畜産経営の実現のために、先端技術を活用した種畜の開発や生産技術等の研究開発に取り組む。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「常陸牛煌」生産拡大のための牛受精卵 AI 画像診断システムの開発研究に関する試験研究事業 ・優良な常陸牛増産のためのゲノミック評価に関する試験研究事業 ・高品質な常陸の輝き生産に向けた遺伝子解析技術の開発に関する研究 等

(経営環境)

(単位：千円)

事業名	予算額	事業概要
資源循環型畜産確立指導事業費	3,667	<p>家畜排せつ物法に基づく適正管理や堆肥の利用促進を図ることにより、地域社会と調和した資源循環型畜産を確立する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・茨城県家畜排せつ物利用促進計画の推進 ・畜産経営に起因する環境問題への指導、発生状況調査 ・家畜排せつ物処理に関する実態調査及び管理指導 ・畜舎排水の適正化及び臭気低減に関する指導等
良質堆肥広域流通促進事業費	60,087	<p>家畜排せつ物処理施設等の整備による良質堆肥の生産や、堆肥等の霞ヶ浦・涸沼流域内から流域外への広域流通の取組を支援することにより、霞ヶ浦・涸沼の流入負荷削減を図る。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 家畜排せつ物処理施設等の整備・補改修の支援 <ul style="list-style-type: none"> ・事業主体：霞ヶ浦・涸沼流域の畜産農家 流域内の堆肥を利用する耕種農家 ・補助率：1/2 以内 2 広域流通の推進 <ul style="list-style-type: none"> 霞ヶ浦・涸沼流域畜産農家から良質堆肥等の広域流通を促進するため、堆肥散布機の導入や流通経費等の支援を行う。 ・事業主体：堆肥等利用集団 ・補助率：1/2 以内、定額
畜産堆肥循環型農業団地形成モデル事業費	8,000	<p>良質堆肥を生産する畜産農家とその堆肥を利用する耕種農家による資源循環型の農業団地を形成する取組のうち、堆肥の運搬・散布に必要な機械の導入及びペレット堆肥の購入を支援する。（農業技術課）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業主体：農業団地を構成する耕種農家 ・補助率：1/2 以内、定額
畜舎暑熱対策支援事業費	107,000	<p>畜舎内の温度を下げるために必要な設備等の導入を支援する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業主体：畜産農家 ・補助率：1/3 以内

(家畜衛生対策室)

(単位:千円)

事業名	予算額	事業概要
家畜衛生対策事業費	16,159	<p>家畜伝染病の防疫体制を整備するとともに、畜産農家における衛生管理の徹底による生産性向上や安全な畜産物生産を推進する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・防疫演習の開催や家畜防疫マップシステム情報の更新等による防疫体制の整備 ・飼養衛生管理基準に基づく農家への指導や農場 HACCP の導入支援
家畜伝染病予防事業費	370,763	<p>鳥インフルエンザや豚熱の発生予防対策を徹底するとともに、万が一発生した場合には、迅速なまん延防止対策を講じる。さらに、その他の家畜伝染病についても発生予防とまん延防止対策を講じる。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 豚熱感染拡大防止対策 <ul style="list-style-type: none"> ・県内の飼養豚へのワクチン接種 ・ワクチン接種豚に対する免疫付与状況確認検査 ・飼養豚の異常が確認された場合の病性鑑定 2 家畜伝染病予防法に基づく鳥インフルエンザや口蹄疫等の検査 <p>鳥インフルエンザのモニタリング検査や口蹄疫の立入検査、死亡牛の BSE 検査等の監視を行うとともに、国内での清浄化を目指す家畜伝染病等について法に基づく検査を実施し、患畜等を摘発する。</p> 3 防疫措置に必要な危機管理体制整備 <p>家畜伝染病の初動防疫に必要な資材を確保する。</p> 4 家畜伝染病検査体制の強化 <p>家畜伝染病の正確で迅速な診断に必要な検査機器等を家畜保健衛生所に整備する。</p> 5 家畜伝染病予防事業業務の効率化 <p>野生いのしし検体採取等業務委託、検体運搬外部委託</p> 6 家畜保健衛生所施設の修繕・工事 <p>家畜保健衛生所施設等の修繕・工事を行うことで、業務中の職員の安全性を確保するとともに、円滑な検査体制を構築する。</p>

(家畜衛生対策室つづき)

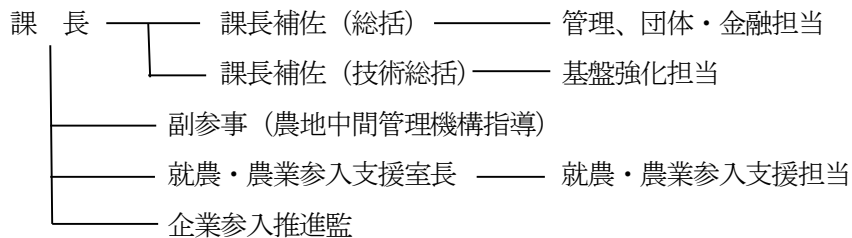
(単位:千円)

事業名	予算額	事業概要
農場防疫対策支援事業費	16,000	伝染病の発生予防のため、地域一体となったねずみ等の野生動物の侵入防止・駆除等の研修会や、動力噴霧器の整備、簡易車両消毒ゲートの設置など農場防疫の向上のための取組を支援する。 ・事業主体：市町村家畜衛生指導協会等 ・補助率：国 1/2 以内

農業経営課

① 組織

○ 本 庁



② 分掌事務

1. 農業協同組合等に関すること（農業政策課の所管に係るものを除く。11 及び 12 において同じ。）。
2. 農業共済組合等に関すること。
3. 農業金融に関すること。
4. 土地改良事業に係る融資に関すること。
5. 農業改良資金特別会計に関すること。
6. 農住組合に関すること。
7. 農林振興公社の指導に関すること。
8. 農業経営基盤の強化（就農・農業参入支援室の所管に係るものを除く。）に関すること。
9. 農地中間管理機構に関すること。
10. 荒廃農地対策に関すること。
11. 農地法（昭和27年法律第229号）の施行に関すること。
12. 農業委員会等に関すること。
13. 農事調停に関すること。
14. 農林水産業災害に係る連絡調整に関すること。

（就農・農業参入支援室）

1. 農業経営改善の普及に関すること。
2. 企業の農業参入の支援に関すること。
3. 農業経営基盤の強化（担い手確保に係るものに限る。）に関すること。
4. 農業労働力の確保（農福連携に係るものを除く。）に関すること。

③ 令和8年度施策の概要

農業経営基盤の強化については、地域の話合いによって将来の農地利用の在り方等を定めた「地域計画」の実現に向け、農地中間管理事業を活用した担い手への農地の集積・集約化を推進するとともに、規模拡大により所得向上を目指す意欲ある担い手への経営支援の強化や、生産性の向上を図るための農業用機械や施設の導入支援などにより、競争力のある強い農業経営体を育成・確保し、儲かる農業の実現につなげる。

さらに、「茨城県新規就農相談センター」において就農相談活動を行うとともに、「茨城県農業参入等支援センター」において農業経営に関する相談活動や企業の農業参入を支援することにより、儲かる農業の実現を目指す強い農業経営体の育成・確保を進める。

農業団体については、農業を取り巻く厳しい情勢の中で、農業協同組合や農業共済組合等が地域農業の振興に果たすべき役割はますます重要になっていることから、引き続き、これら農業団体を取り組む組織体制の強化について支援を実施する。

農業制度金融については、農業経営の安定、農業生産の増大等に大きな役割を果たしており、今後とも、社会経済情勢の変化に的確に対応し、各種資金の充実を図るとともに、その普及に努める。

1 農業経営基盤の強化

- (1) 農地中間管理事業を活用した担い手への農地の集積・集約化推進に向け、市町村が策定した地域計画のブラッシュアップを支援する。農地中間管理機構をはじめとした関係機関がそれぞれの役割を十分に果たすことで、農地中間管理事業が推進されるとともに、地域計画が確実に実現されるよう取り組む。
- (2) 将来の地域の農業を担う者として「地域計画」に位置付けられた担い手の経営発展を図るため、規模拡大や経営の複合化等に取り組む際に必要となる農業用機械・施設の整備及びリース導入について支援する。
- (3) 農地を効率的に利用するため、市町村農業委員会及び（一社）茨城県農業会議と連携して、農地の利用関係の調整を図り、農業生産力の維持と農業経営の安定を図る。
また、農業委員及び農地利用最適化推進委員が行う担い手への農地の集積・集約化などを支援していく。
- (4) 農業生産基盤の強化に向けスマート農業技術など先端的技術が効率的に組み合わせられた農業構造への転換を推進し、意欲ある担い手が効率的な経営が展開できるよう、農地の集積・集約化、地図情報の利活用推進など事業環境の整備に取り組む。

2 強い経営体の育成・担い手の確保

- (1) 本県農業を牽引する強い経営体を育成するため、農業経営に関する相談窓口である「茨城県農業参入等支援センター」において、税理士や中小企業診断士、社会保険労務士など幅広い分野の専門家からなる支援チームを派遣し、伴走支援により農業経営体の多様な課題解決を通じて法人化や規模拡大等を推進する。
- (2) 本県農業の成長産業化を加速するため、資本力や高度な経営管理能力、多様な販売チャネルや人材等を備えた異業種企業や、農業法人を積極的に誘致する。
- (3) 茨城県新規就農相談センターにおいて、ワンストップ就農相談窓口として就農相談体制を整備するとともに、儲かる農業を実践する農業経営事例や本県農業の魅力、就農支援等の情報発信、就農希望者のインターンシップや長期研修の支援等を行うことにより、本県農業を牽引する人材の確保を促進する。
- (4) 就農前の研修生に対する就農準備資金の交付や就農直後の経営安定のための経営開始資金の交

付により就農意欲の喚起と定着の促進に取り組むとともに、経営発展のための設備投資への支援等により、経営者マインドを備え儲かる農業を実現する経営発展ロールモデルを育成する。

3 農業労働力の確保

生産現場における多様な労働力の確保を支援するため、外国人材の活用に向けた意識の醸成を図るとともに、外国人材の資格取得を支援することにより、農業経営体における外国人材の受入を支援する。

4 農業団体の育成強化

- (1) 農協経営の基盤強化や健全化に資するため、J Aグループ茨城と連携し、組織の活性化や自己資本の充実等を促進するとともに、法令遵守態勢の確立等について指導する。また、J Aグループ茨城が一体となって取り組む自己改革の実践についても支援する。
- (2) 「農業共済制度」と「収入保険制度」からなる「農業保険制度」について、農業共済団体等と連携して制度普及を進めるとともに、1 県 1 組合（特定組合）化の早期実現に向け必要な支援・協力を行うなど、農業共済団体等の事業推進体制の強化と組織運営の適正化・効率化を図る。

5 農業災害対策

自然災害等により一定規模の農業被害などが発生した場合には、被害農業者等を救済するため、市町村等関係機関と対策を協議するなどして、茨城県農林漁業災害対策特別措置条例又は天災融資法を適用し、経営資金等の融資や被害農作物の樹草勢回復用肥料、病虫害防除用薬剤の購入費補助等を実施するとともに、農業用ハウスの修繕・新設については、強靱化ハウスへの補助を実施することにより、農業経営の安定を図る。

6 農業制度金融の充実

- (1) 農業は天候等に左右されやすく零細な経営体も多く、経営基盤が脆弱で信用力が劣るため、必要な資金を市中の金融機関から調達することは容易ではない。このため、多様な農業生産活動に活用できるよう、融資制度を整備することにより、農業経営の安定と規模の拡大を促進する。
- (2) 農業近代化資金、農業経営基盤強化資金及び農協系統資金等に利子助成等を行い、認定農業者や集落営農組織等担い手に対する資金面での支援の充実を図る。

④ 主要事務事業の概要

当初予算

(団体・金融)

(単位：千円)

事業名	予算額	事業概要
現年災害助成対策事業費補助	5,820	<p>県農林漁業災害対策特別措置条例の指定を受けた災害で被害を受けた農業者等に対し、被害作物の樹草勢の回復等のための肥料・農薬等の購入費等の助成を行った市町村に対して、補助を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> 補助率：県 1/3～1/2、市町村 1/3～1/2 <p>(樹草勢回復用肥料、病害虫防除用薬剤、種苗購入費等)</p>
農業近代化資金利子補給金	78,085	<p>農業者の安定的な農業経営の確立に資するため、長期運転資金や機械・施設の取得等幅広い用途に利用可能な農業近代化資金を貸し付けた融資機関に対して、利子補給を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> 融資枠：32億円 利子補給率：1.25% 貸付利率：2.50% (令和8年3月18日現在)
農業経営基盤強化資金等 利子助成金	3,629	<p>認定農業者の育成・確保を資金面から支援するため利子助成等を行う。</p> <p>1 農業経営基盤強化資金利子助成金</p> <ul style="list-style-type: none"> 補助先：市町村 利子助成率（一例） <ul style="list-style-type: none"> ： 県 (貸付金利 - 実行金利) × 1/4 市町村 (貸付金利 - 実行金利) × 1/4 貸付利率：1.65～2.50% (令和8年3月18日現在) <p>2 農業経営改善促進資金</p> <ul style="list-style-type: none"> 補助先：茨城県信用農業協同組合連合会 利子補給率：融資枠の1/6に係る利子相当額
農業改革推進資金 利子助成金	17,105	<p>認定農業者の育成・確保及び集落営農組織への支援を図るため、農協系統資金に対し利子助成を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> 利子助成率：0.25% 貸付利率：無利子

(団体・金融つづき)

(単位:千円)

事業名	予算額	事業概要
特別準備金積立等補助	12,500	<p>農業者等が、担保や第三者保証人に依存せずに農業制度資金の融資が受けられるよう機関保証を充実するため、(1)農業信用基金協会が行う特別準備金の積立及び(2)信用保証協会が行う農業ビジネス保証制度の保証料等に必要な経費の一部を助成する。</p> <p>1 特別準備金積立補助</p> <ul style="list-style-type: none"> ・補助先：茨城県農業信用基金協会 ・補助対象：保証残高及び求償権残高に対応して積立に必要なとする額 <p>2 農業ビジネス保証制度に係る信用保証料助成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・補助先：茨城県信用保証協会 ・補助対象：県内で商工業と農業を営む中小企業者等に対する農業の実施に必要な事業資金保証料及び損失補償

(基盤強化)

(単位:千円)

事業名	予算額	事業概要
農地集積総合支援事業費	607,661	<p>1 農地中間管理機構事業</p> <p>農地の中間的受け皿となる農地中間管理機構の整備・運営等に対する支援を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業主体：(公社)茨城県農林振興公社 ・補助率：7/10 <p>2 農地集約化促進事業</p> <p>担い手への農地集積を促進するため、農地中間管理事業を活用した地域に機構集積協力金を交付する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業主体：市町村 ・補助率：10/10 <p>3 遊休農地解消対策事業</p> <p>遊休農地を解消して、担い手に農地を貸付けるための簡易な整備を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業主体：(公社)茨城県農林振興公社、市町村 ・補助率：上限183千円/10a (国43千円、県140千円)
農地集積総合支援基金積立金	8,471	<p>農地中間管理機構を活用して農地の集積・集約化に取り組む地域等への協力金に係る国庫補助金を基金に積み立て、農地集積総合支援事業の安定的な実施を図る。</p>

(基盤強化つづき)

(単位:千円)

事業名	予算額	事業概要
経営体育成支援事業費	169,459	<p>1 融資主体支援タイプ</p> <p>地域の中心となる経営体等が、融資を活用して農業用機械等を導入し経営改善・発展に取り組む場合等に、機械等の整備に必要な経費の一部を助成する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業主体：市町村 ・助成対象者：地域計画のうち目標地区に位置付けられた者（認定農業者等） ・補助率：3/10 以内 <p>2 地域農業構造転換支援対策</p> <p>地域の中核となって農地を引き受ける担い手の経営改善に必要な機械等の整備及びリース導入に必要な経費の一部を助成する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業主体：市町村 ・助成対象者：地域計画のうち目標地区に位置付けられた者（認定農業者等） ・補助率：3/10 以内等
農業委員会補助	504,413	<p>農業生産力の発展及び農業経営の合理化を図り、農民の地位向上に寄与するため、農業委員会の組織及び業務に要する経費に対して助成する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業主体：市町村農業委員会 ・補助率：定額、10/10
農地訴訟費	729	<p>農地の利用関係の紛争に伴う和解の仲介、農事調停のほか、行政処分に対する訴訟、審査請求等の早期解決を図る。</p>

(就農・農業参入支援)

(単位:千円)

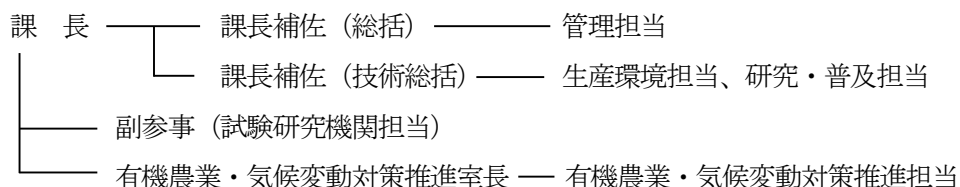
事業名	予算額	事業概要
農業参入等支援センター事業費 (新規就農・農業経営の相談窓口の運営、企業の農業参入推進)	45,958	<p>就農に関する相談窓口である「茨城県新規就農相談センター」において、研修会や就農相談活動、就農前研修支援、ポータルサイトによる情報発信等を行う。</p> <p>農業経営の相談窓口である「茨城県農業参入等支援センター」において、経営体の課題に応じて専門家による支援チームを派遣するとともに、本県農業の成長産業化を加速するため、企業の農業参入を推進する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・茨城県新規就農相談センター、茨城県農業参入等支援センターの運営 ・経営体に対する専門家からなる支援チームの派遣や研修会の開催 ・企業の農業参入支援及び誘致活動 ・就農青少年等調査
新規就農総合支援事業費	756,224	<p>就農に向けた就農準備資金や就農直後の経営開始資金の交付及び経営発展のための設備投資への支援等により、経営者マインドを備え儲かる農業を実現する経営発展ロールモデルを育成する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 就農準備資金 就農時 49 歳以下の研修期間中の研修生に対して、年間 165 万円を最長 2 年間交付する。 2 経営開始資金 就農時 49 歳以下の認定新規就農者に対して、年間 165 万円を最長 3 年間交付する。 3 経営発展支援事業 新規就農者に対する経営発展のための機械・施設の導入等、初期投資の取組に対し支援する。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 機械・施設や家畜の導入、果樹・茶改植等に要する経費を最大 750 万円補助（補助対象事業費 1,000 万円の場合、国 500 万円、県 250 万円、本人 250 万円） (2) 機械・施設等の経営資源の継承・利用に必要な修繕、移設、撤去等の取組に要する経費を最大 900 万円補助。（補助対象事業費 1,800 万円の場合、国 600 万円、県 300 万円、本人 900 万円） <p>※ただし、(1)、(2)ともに、2 の経営開始資金の交付を受ける者は対象外。</p> 4 新規就農者誘致環境整備事業 受け手のない農地に新規就農者を誘致するため、地域の関係機関による誘致体制の整備や、技術習得のための研修農場の整備を支援する。

		<p>5 新規就農者チャレンジ事業</p> <p>地域農業の構造転換に向けて、新規就農者が早期に経営発展するために必要な農業用機械・施設の導入等の取組を支援する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・補助上限 個人：1,500万円、法人：3,000万円 ・補助率 購入：3/10以内 リース：定額（取得額相当の3/7）
農業労働力確保総合支援対策事業費(外国人材受入れ体制整備)	5,434	<p>1 外国人材の受入に係る新たなルート開拓や、人材確保支援のための説明会の開催などに取り組み、関係機関と連携して外国人材の適正な活用を推進する。</p> <p>2 茨城県外国人労働力確保支援事業</p> <p>外国人材が農作業に必要な資格取得等に係る経費を補助する。</p> <p>普通自動車免許切替、大型特殊免許〔農耕用〕、フォークリフト等</p>

農業技術課

① 組織

ア 本庁



イ 出先機関

機 関 名	所 在 地	電 話 番 号
農業総合センター (病虫害防除所)	笠間市安居3165-1	0299 (45) 8320
〃 生物工学研究所	〃	0299 (45) 8330
〃 園芸研究所	〃	0299 (45) 8340
〃 農業研究所	水戸市上国井町3402	029 (239) 7211
〃 農業研究所水田利用研究室	龍ヶ崎市大徳町3974	0297 (62) 0206
〃 山間地帯特産指導所	久慈郡大子町頃藤6690-1	0295 (74) 0821
〃 鹿島地帯特産指導所	神栖市息栖2815	0299 (92) 3637
〃 農業大学校	東茨城郡茨城町長岡4070-186	029 (292) 0010
〃 農業大学校園芸部	坂東市岩井5205-3	0297 (34) 2141

② 分掌事務

1. 農産物の安全対策に関すること。
2. 農薬取締法 (昭和 23 年法律第 82 号) の施行に関すること。
3. 肥料の品質の確保等に関する法律 (昭和 25 年法律第 127 号) の施行に関すること。
4. 植物防疫法 (昭和 25 年法律第 151 号) の施行に関すること。
5. 農林水産試験研究の総合調整に関すること。
6. 知的財産権 (農業に係るものに限る。)に関すること。
7. 農業技術の普及に関すること。
8. 農山漁村の女性の活動促進に関すること。
9. 農村青少年の確保・育成に関すること。
10. 普及指導員の研修に関すること。
11. 農業災害対策に関すること。
12. 卸売市場に関すること。
13. 農林漁業の 6 次産業化の推進に関すること。
14. 農商工連携の推進に関すること (農林水産部の所管に係るものに限る。)
15. 農業総合センターに関すること。

(有機農業・気候変動対策推進室)

1. 有機農業の推進に関すること。
2. 環境保全型農業の推進に関すること。
3. 農業生産工程管理の推進に関すること。
4. 気候変動対策の推進に関すること（農林水産部の所管に係るものに限る。）。

③ 令和8年度施策の概要

県総合計画に掲げる「儲かる農業」の実現に向け、研究・普及・教育に携わる関係者が連携して農政の重要政策に取り組むとともに、その成果の「見える化」を強力に推進する。また、その実施にあたっては「農業総合センター中期運営計画」及び「茨城県協同農業普及事業の実施に関する方針」の考え方を基本としつつ、同計画・方針の内容については適宜見直しを行うことで、効果的・効率的に業務を推進する。

新しい農業技術の開発と普及については、病害に抵抗性を持ち、気候変動に適応した県独自の新品種を育成するとともに、国や大学、民間企業等と連携して有機農業をはじめとする付加価値や生産性の向上に向けた新技術の開発を進め、その成果を意欲ある経営体へ普及していく。

担い手の育成については、儲かる農業を実践する経営感覚に優れた強い経営体を育成するため、産学官が連携した「いばらき農業アカデミー」の開講などにより、多様な選択肢の中から、自ら目指す経営の実現に必要な手段を選択し、絶えず経営改善に取り組む人材の育成に努める。

農業災害の被害軽減に向けては、「茨城県農業用ハウス災害防止マニュアル」に基づき対策を周知するとともに、災害発生時には「農作物災害被害程度推定指針」により、迅速な復旧支援に向けた被害状況の把握を行うとともに、原発事故に係る本県農林水産物の安全性をPRするための放射性物質検査を引き続き実施し、その結果の公表を行う。

また、近年の農業における気候変動への適応体制の強化を図り、有機農業等の環境保全型農業や高温・豪雨等の気候変動に適応した技術指導等の取組を推進するべく、「有機農業・気候変動対策推進室」が有機農業及び気候変動対策の旗振り役となり、機動的かつ総合的な対策を推進する。

有機農業の推進については、高付加価値化による差別化が図られ、肥料価格高騰などの外的要因に左右されない営農手法であることから、関係部局・関係機関の協力を得ながら、生産・流通・販売の体系的な取組を進めていく。併せて、温室効果ガス、化学肥料、化学農薬削減といった、環境負荷低減につながる取組の推進や気候変動に適応した新品種の導入、技術・経営指導を通して、本県農業の構造転換と持続的発展を図る。また、安全・安心で高品質な農産物の生産や経営改善につながるGAP（農業生産工程管理）の取組や総合防除を推進する。さらに、本県、農林水産業の営みにおいて、気候変動への適応策をとりまとめ、提案・推進するとともに、施設園芸における複数の高温対策技術の導入を支援することで、食料の安定供給を支援する。

1 新しい技術の開発と普及

国や大学、民間企業等と連携し、生産性や付加価値を向上できる新技術・新品種を開発を促進する。特に、超省力・高品質・高収量生産が期待できるスマート農業技術については、研究と普及が連

携して、最先端の技術実証と経済効果の検証に取り組むとともに、得られた成果の迅速な普及に向けて「スマート農業導入の手引き」等の指導ツールの活用などにより、費用対効果を踏まえた導入支援を実施し、個々の経営体に適した儲かる農業の実現を図る。

2 青年農業者等の育成

- (1) 経営感覚と技術力を備えた「儲かる農業」を実践する経営体を育成するため、産学官が連携して、高度な経営力と最新の技術力を習得するための総合的な学びの場である「いばらき農業アカデミー」において、経営管理や、生産・加工技術等に関する各種講座を開講する。
特に、経営管理に関する講座の充実や、「ヤングファーマーズ・ミーティング」等の開催により、県内農業者の経営管理能力の向上と経営者マインドの醸成を図る。
- (2) 地域における女性農業者の活躍の場を増やすため、「いばらき農業アカデミー」における女性農業者の受講を推進し、経営に参画する女性農業者の育成を図る。
- (3) 次代を担う青年農業者等を育成するため、農業大学校において、講義と実習を組み合わせた実践教育に加え、農業法人や試験研究機関での体験実習等を行うとともに、新規参入者やUターン就農者、定年帰農者等を対象に、農業の基本技術から経営管理などを体系的に習得できる短期の研修を実施する。

3 農業災害対策

農業災害が発生した際、関係機関と連携して農作物や農業用施設等の被害状況を迅速に把握するとともに、被害の状況に応じて、農林事務所、市町村等関係機関と対策を協議し、被災農業経営体の速やかな経営再建に向け、技術的・経営的な支援・指導を行う。

また、農業用ハウスの災害被害防止のため、事前対策や事後対応などをフローチャートにより時系列で整理した「茨城県農業用ハウス災害被害防止マニュアル」に基づき、農業者に対策の実践を促す。

4 6次産業化の推進

地域資源を活用した付加価値の創出に係る経営改善等の多様な課題解決に取り組む農業者等が、自身が掲げる目標を達成できるよう、「地域資源活用・地域連携サポートセンター」を設置し、専門家による相談体制を整備する。また、アグリビジネスに関する基礎的な知識の習得を促す講座を開催するほか、加工技術の実習や試作品づくり等を実践できる場として「6次産業化オープンラボラトリー」の活用を促進する。

5 病害虫の防除対策

農作物の品質・収量に大きな影響が懸念される病害虫に対して、茨城県総合防除計画に基づき、耕種的防除や化学的防除等を組み合わせた総合防除を推進するとともに、病害虫発生予察などを活用した適期防除を推進する。

特に、サツマイモ基腐病については、発生地域における本病の根絶に向けた支援や未発生地域

における侵入防止に取り組むとともに、発生時には迅速な防除を行う。

また、ピーマン黄化えそ病やレンコン黒皮症などの病害虫に対して、市町村や産地と連携して被害実態に応じた防除対策を推進する。

6 地方卸売市場の認定と施設整備の支援

卸売市場法に基づき地方卸売市場に対し必要な指導及び助言等を行うとともに、物流の効率化や品質管理の充実などを図るための施設等の整備を支援する。

7 付加価値向上につながる有機農業等の推進（有機農業、環境保全型農業の推進）

環境に配慮し、かつ、付加価値向上が期待できる有機農産物や、化学肥料の使用量や化学合成農薬の使用回数を通常の半分以下に削減した特別栽培農産物の生産拡大を支援する。

特に有機農業については、大口かつ安定的な供給が求められていることから、県内の生産者や実需者、流通事業者で組織するネットワークを活用し、共同出荷や新たな販路の開拓につなげるほか、県内全域における有機農業の団地育成や、市町村のオーガニックビレッジ宣言につながる産地づくり、有機農産物の供給能力向上、有機農業指導員育成などに加えて、新たに省力化に向けたスマート農業技術の導入などを支援し、有機農業先進県としての地位確立を目指すことにより、環境保全型農業の拡大を図る。

8 GAP（農業生産工程管理）の推進

農業生産の各工程における改善活動を持続的に行うGAPについては、GAP認証取得支援アドバイザーの派遣等により、生産者の国際水準GAPの第三者認証取得等を推進する。

また、「茨城県におけるGAPの推進方針」により、GAP指導員を育成するとともに「国際水準GAPガイドライン」に基づくGAPの実施を推進する。

9 気候変動対策の推進

温暖化に伴う気候変動の影響等に迅速かつ的確に対応するべく、高温下での栽培技術など生産現場ですぐに応用できる技術の開発から高温耐性を持つ新品種の育成などの中長期的対応まで、様々な角度から総合的な対策を講じ、生産現場への普及、推進を図る。

④ 主要事務事業の概要

当初予算

(研究・普及)

(単位：千円)

事業名	予算額	事業概要
戦略的研究開発・普及強化事業費	31,606	<p>儲かる農業を実現するため、ICTやAI等を活用した先端技術の開発と実証、その成果の普及に取り組む。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・園芸作物等の生産性や付加価値向上等を目指した栽培技術等の開発 ・省力化等に資する先端技術の現地実証
特別電源国補試験研究費	87,656	<p>農業の成長産業化のために、有機農業の推進や気候変動下での安定生産のための新品種と新技術開発、スマート農業の活用推進等を可能とする研究開発を実施。</p> <p>1 新規課題（1課題）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高温環境下に対応した抑制トマト安定生産技術の確立 <p>2 継続課題（10課題）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・有機栽培における施設葉物野菜の収量安定化に貢献する施肥予測技術の開発 ・国際的な需要増に応じた輸出用米向け高温耐性品種と生産技術の開発 ・生育・収量予測を核としたデータ駆動型いちご栽培支援技術の開発 等
スマート農業機器導入強化対策事業費	77,000	<p>労働生産性の高い農業構造への転換に向けて、スマート農業技術の導入を促して生産性の向上や効率的な農業経営の実践を図る。</p> <p>1 事業対象 地域農業再生協議会等が作成する「産地スマート計画」に参加する農業者、農業者団体 等</p> <p>2 対象品目 いちご、ピーマン等</p> <p>3 補助対象 環境制御システム、CO2発生装置、自動換気装置等</p>
6次産業化ネットワーク活動事業費	18,500	<p>「地域資源活用・地域連携サポートセンター」を設置し、地域資源の活用や地域の多様な事業者との連携による価値創出等に取り組む農業者等に対して専門家（プランナー）を派遣することで相談・助言を行うとともに、加工・直売等施設の整備を支援。</p>

6次産業化総合支援事業費	12, 164	<p>6次産業化の取組を拡大していくために、志向者の掘り起こしを行うとともに、実践者の取組を発展段階に応じて支援。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 6次産業化支援情報の発信 2 6次産業化の事業計画作成支援 3 6次産業化オープンラボラトリーの機器整備等 4 6次産業化技術指導員の配置 5 販路開拓に向けた支援
いばらき農業アカデミー事業費	31, 144	<p>儲かる農業を実践し、本県農業をけん引する経営体を育成するため、産学官が連携し、経営管理や生産・加工技術に関する総合的な学びの場を提供。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 経営高度化講座群 <ul style="list-style-type: none"> ・ヤングファーマーズ・ミーティング ・経営スタートアップ講座 ・リーダー農業経営者育成講座 ・アグリビジネス講座 等 2 生産技術講座群 <ul style="list-style-type: none"> ・品目別先進農業技術講座 ・有機農業講座 ・スマート農業講座 ・農業気象講座 ・いばらき営農塾（野菜入門コース） 等 3 特別講座群 <ul style="list-style-type: none"> ・野生鳥獣による農作物被害対策研修 等

(生産環境)

(単位：千円)

事業名	予算額	事業概要
いばらき重要病害虫総合防除対策事業費	12, 212	<p>温暖化や薬剤抵抗性の発達等により発生が増加している病害虫の被害軽減を図るため、総合防除技術の導入を支援。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象病害虫：ピーマン黄化えそ病 ・事業主体：農業者団体等 ・対象資材：天敵資材、侵入防止資材等 ・補助率：1/2以内

サツマイモ基腐病まん延防止緊急対策事業費	13,426	サツマイモ基腐病の発生地域における本病の根絶に向けた支援を行うとともに、未発生地域における侵入防止及び発生時の迅速な防除を実施。 <ul style="list-style-type: none"> ・発生ほ場及び周辺ほ場における防除薬剤の補助 ・未発生地域における侵入防止対策指導 ・発生時における迅速な防除作業
農林水産物モニタリング強化事業費	24,708	本県農林水産物の安全性をPRするため、農林水産物の放射性物質検査を行い、検査結果を迅速かつ分かりやすく公表。

(有機農業・気候変動)

(単位：千円)

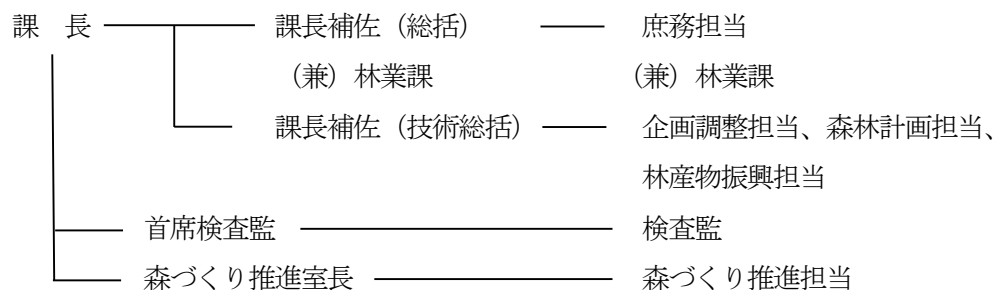
事業名	予算額	事業概要
いばらき有機農業トッパー事業費	178,760	<p>有機農業の取組を拡大するため、有機農業の団地の整備や荒廃農地の再生等を支援するほか、県の認証制度を活用した有機農産物の実需拡大に取り組み、有機農産物の需要と生産の拡大を図る。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 有機農業の団地育成支援 2 荒廃農地等集約・環境整備支援 <ul style="list-style-type: none"> ・荒廃農地等を活用した生産農地確保の取組を支援 ・規模拡大のための農地貸付協力金の交付 3 有機農産物の供給能力向上支援 <ul style="list-style-type: none"> ・有機 JAS 認証取得経費（農産物・農産加工品）の支援 4 有機農産物新商品開発チャレンジ支援 <ul style="list-style-type: none"> ・新規作物（いちご、くり、なし、ぶどう）等の栽培や有機農産物加工、販路開拓等に挑戦する取組を支援 5 有機農業の生産・需要拡大支援 <ul style="list-style-type: none"> ・有機農業の生産技術の開発と普及 ・県認証有機農産物の認知度向上のためのフェアの実施等 6 土づくりの推進支援 <ul style="list-style-type: none"> ・産地の土づくりを推進するための堆肥等の有機物の実証的な活用を支援 7 儲かる産地支援（有機枠） <ul style="list-style-type: none"> ・パイプハウス資材や機械の導入を支援

環境保全型農業直接支払事業費	54,400	<p>農業分野における環境保全機能の向上のため、地球温暖化防止又は生物多様性保全に効果の高い営農活動に取り組む場合の掛かり増し経費を補助。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業主体：農業者の組織する団体等 ・対象取組 化学肥料及び化学合成農薬を5割以上削減した主作物栽培に取り組んだ上で、以下の取組を行うこと。 ①有機農業、②堆肥の施用、③緑肥の施用、④総合防除、⑤炭の投入
園芸産地高温対策事業費	503,000	<p>近年の高温環境における施設園芸品目の安定生産技術を推進するため、ハウスの換気装置、遮光・遮熱資材、冷却技術の複数技術の導入を支援。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業主体：認定農業者、農業者の組織する団体等 ・対象品目：施設園芸品目（野菜、花き） ・対象取組 <ul style="list-style-type: none"> ①換気：外気導入器、換気装置等 ②遮光・遮熱：遮光・遮熱シート等 ③冷却：ヒートポンプ、細霧冷房等 <p>※①、②の取組は必須</p>
みどりの食料システム戦略推進事業費	81,248	<p>みどりの食料システム戦略の実現に向けて、有機農業の推進に係るスマート農業技術の導入や、みどり認定に係る支援を実施。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 有機農業拠点創出・拡大加速化事業 <ul style="list-style-type: none"> ・市町村等のオーガニックビレッジづくりを支援 2 有機転換推進事業 <ul style="list-style-type: none"> ・有機農業転換に必要な生産資材等の経費を支援 3 先進的有機農業拡大促進事業 <ul style="list-style-type: none"> ・スマート農業技術に関する機械・設備等の導入支援 4 環境負荷低減活動定着サポート <ul style="list-style-type: none"> ・みどり認定に係るみどりトータルサポートチームの運営等 5 みどりの事業活動を支える体制整備 <ul style="list-style-type: none"> ・みどりの食料システム法に基づく、機械・施設の導入を支援

林 政 課

① 組織

ア 本 庁



イ 出先機関

機 関 名	所 在 地	電 話 番 号
茨城県林業技術センター	那珂市戸 4692	029(298)0257

② 分掌事務

1. 森林計画に関すること。
2. 民有林の開発行為の許可に関すること。
3. 林業の労働力対策に関すること。
4. 林業技術の普及に関すること。
5. 林産物に関すること。
6. 森林組合の検査及び指導に関すること。
7. 林業金融に関すること。
8. 林業・木材産業改善資金特別会計に関すること。
9. 林業及び木材産業の構造改善に関すること。
10. 森林土木工事に係る検査及び指導に関すること。
11. 林業技術センターに関すること。

(森づくり推進室)

1. 森林湖沼環境基金に関すること（他課の所管に係るものを除く。）。
2. 森林経営管理制度に関すること。
3. 緑化に関すること（環境政策課及び都市整備課の所管に関するものを除く。）。
4. 自然観察施設に関すること（環境政策課の所管に関するものを除く。）。
5. 森林環境教育に関すること。

③ 令和8年度施策の概要

本県の人工林は、約8割が11 齢級（51 年生）以上となっており、本格的な利用期を迎えている。

一方で、山元立木価格の長期低迷等により適切な利用がされていない人工林も存在していることから、森林の有する多面的機能を持続的に発揮させていくためにも、「伐って、使って、植えて、育てる」、いわゆる森林資源の循環利用を進めていくことが求められている。

このような状況を踏まえ、令和8年度も引き続き、『第3次茨城県総合計画』に掲げた「林業の成長産業化と未来の担い手づくり」の実現に向け、「林業経営の自立化」、「県産木材の利用促進と木材産業の発展」、「機能豊かな森林づくり」の3つの柱により施策を推進していく。

具体的には、経営規模の拡大に意欲的な林業経営体が行う高性能林業機械やスマート林業機器の導入支援、担い手の確保やスキルアップ等に対する支援を通して、自立した林業経営による持続的な森林管理を推進する。

また、木材の出口対策として、住宅分野に加え、木造率の低い非住宅分野においても、木造建築のモデルとなる大規模な建築物等の木造化・木質化を支援することなどにより、県産木材の需要拡大に取り組む。

さらに、令和7年11月に THE BOTANICAL RESORT ^{ザ ボタニカル リゾート リンネ} 林音 としてリニューアルした那珂市の県植物園等について、指定管理者とともに適切な管理運営を行い、県内外から多くの方々に訪れていただける魅力あふれる施設となるよう取り組む。

1 林業経営の自立化

- (1) 自立した林業経営による持続的な森林管理を推進するため、経営の集約化に取り組む林業経営体に対し、高性能林業機械やスマート林業機器の導入支援、森林情報の提供等を行うことなどにより、経営規模の拡大を後押しする。
- (2) 林業経営体による合理的な経営管理の実現に向け、施業の集約化を進める専門家である「森林施業プランナー」のスキルアップを支援する。また、利益体質への転換に向け施業地の大規模化による事業量の拡大、高性能林業機械の大型化等による木材生産能力の向上及び林業経営体間の連携を推進するために必要な指導・助言を行う。
- (3) 航空レーザー測量等により得られた森林情報や森林GISの整備を行い、森林の現況を正確に把握して、地域森林計画の樹立や適正な森林管理に活用する。また、森林整備を円滑に進めるため、県と市町村が連携して森林の土地の所有者等の情報を集約化した林地台帳を適切に運用する。
- (4) きのことやうるし等の特用林産物の生産振興を図るため、必要な資材、施設の導入、整備等を支援する。また、きのこ類及び山菜類の放射性物質検査を継続し、安全性の確認を徹底するほか、原木しいたけについては、安全性が確認されたロットの出荷制限等解除を速やかに進める。

2 県産木材の利用促進と木材産業の発展

- (1) 県産木材の需要拡大と県民が木にふれあう機会を創出するため、木造建築のモデルとなる大規模な建築物等の木造化・木質化、木造住宅の建築等を推進する。

- (2) 製材の生産力や品質を向上させるため、木材加工設備等の整備に対し支援するとともに、林業・木材産業改善資金等の活用を促進する。また、川上側の素材生産業者、川中の製材業者及び川下側の設計・工務店などの関係者で、効率的な県産木材のサプライチェーンを構築し、需要等の情報を共有することにより、県産木材の安定供給体制を整える。

3 機能豊かな森林づくりの推進

- (1) 森林・林業について県民の理解と関心を高めるため、児童・生徒等の森林環境教育を推進するとともに、森林の役割や公益的機能の重要性及び木材利用の意義等に係る普及啓発を図る。
- (2) 県民が自然に親しみながら休養し、自然について学習する場である自然観察施設について、指定管理者の自主性を尊重しつつ県民が利用しやすい施設として管理運営を図るとともに、必要な修繕等を行う。

④ 主要事務事業の概要

当初予算

(森林計画)

(単位：千円)

事業名	予算額	事業概要
地域森林計画編成事業費	3,400	森林法に基づき地域森林計画を樹立するため、必要となる森林情報を収集する。
森林計画調査事業費	4,604	民有林の実態を調査するとともに、森林GISの保守及びデータ整備等を行う。
林地台帳整備支援事業費	10,706	<p>林地台帳制度の円滑な運用のため、台帳情報の管理や、市町村と情報を共有するためのシステムを運用する。</p> <p>1 林地台帳管理・共有システムの運用保守 ・事業主体：茨城県市町村共同システム整備運営協議会（県、市町村） ・負担率：県1/2、市町村1/2</p> <p>2 林地台帳の運用等 ・事業主体：県</p>

(林産物振興)

(単位：千円)

事業名	予算額	事業概要
いばらき林業トップランナー育成支援事業費	200,000 〔令和7年度補正〕 38,900	<p>森林整備の効率化等を図るため、経営の集約化に取り組む経営体等を対象に、高性能林業機械やスマート林業機器の導入等を支援する。</p> <p>1 高性能林業機械、スマート林業機器の導入支援等 ・事業主体：森林経営の集約化に取り組む経営体等 ・補助率：1/2、定額</p> <p>2 スマート林業等の推進 ・事業主体：林業関係団体 ・補助率：10/10</p>
林業改良指導事業費	17,338	県内7林業指導所に林業普及指導員を配置し、森林所有者等に対し、林業に関する技術・知識の普及や森林施業に関する指導等を行う。
林業後継者育成事業費	4,431	地域林業のリーダーとなる後継者を育成するため、林業研究グループの自主的な活動を促進する。
林業担い手育成強化対策事業費	11,300	<p>林業の担い手を確保するため、就業希望者に対する情報提供や相談対応、事業主に向けた雇用改善に関する講習会の開催等を支援する。</p> <p>・事業主体：林業関係団体 ・補助率：10/10</p>

(林産物振興つづき)

(単位：千円)

事業名	予算額	事業概要
いばらき木づかいチャレンジ事業費	13,000	<p>県産木材の利用を促進するため、素材生産業者、製材業者、木材流通業者、施工業者等が連携体制（チーム）を構築して行う木造住宅の建築を支援する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業主体：林業関係団体 ・補助率：定額
	154,800	<p>県産木材の利用を促進するため、木造建築のモデルとなる建築物等の木造化・木質化等を支援する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 モデルとなる大規模・中高層建築物の木造化支援 <ul style="list-style-type: none"> ・対象：民間施設を運営する法人等 ・補助率：1/2（上限50,000千円/施設） 2 モデルとなる建築物の木造化・木質化支援 <ul style="list-style-type: none"> ・対象：民間施設を運営する法人 ・補助率：1/2（上限10,000千円/施設） 3 木製品の導入支援 <ul style="list-style-type: none"> ・対象：民間施設を運営する法人 ・補助率：1/2（上限3,000千円/施設）
木材利用促進施設整備事業費	〔令和7年度補正〕 70,650	<p>森林資源の循環利用を図るため、木材加工流通施設や木質バイオマス利用促進施設等の整備を支援する</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業主体：林業経営体等 ・補助率：国1/2
特用林産施設等体制整備事業費	63,211	<p>安全な原木しいたけを生産するため、原木や種菌等の生産資材の導入を支援する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業主体：特用林産物生産者団体 ・補助率：国1/2
特用林産物活用施設等整備事業費	7,188 〔令和7年度補正〕 202,196	<p>きのこ等の特用林産物の生産基盤強化や作業効率化を図るため、生産施設等の整備を支援する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業主体：特用林産物生産者等 ・補助率：国1/2
しいたけ原木林再生調査事業費	22,000	<p>放射性物質の影響を受けた原木林の再生を図るため、指標値を超えた原木林の伐採及び再生する萌芽枝のモニタリング検査等、実証的な調査を行う。</p>
うるし生産体制整備事業費	17,097	<p>うるしの生産振興を図るため、関係者が参画、連携するコンソーシアムを運営するほか、OJT研修による漆掻き職人の育成等を支援する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 コンソーシアムの運営 <ul style="list-style-type: none"> ・事業主体：県 2 漆掻き職人の育成支援、うるし植栽支援 <ul style="list-style-type: none"> ・事業主体：漆生産団体等 ・補助率：10/10、定額
林業技術センター運営費	83,473	<p>森林・林業に関する試験・研究を行う林業技術センターを管理運営する。</p>

(森づくり推進)

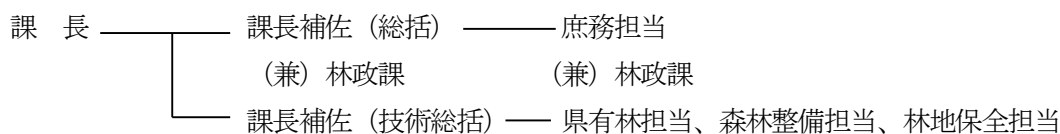
(単位：千円)

事業名	予算額	事業概要
市町村森林整備等バックアップ事業費	101,685	<p>市町村において、森林環境譲与税を活用した森林整備が円滑に進むよう必要な支援を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 市町村森林管理サポート業務補助 <ul style="list-style-type: none"> ・事業内容：森林環境譲与税の活用等のための市町村支援 ・事業主体：林業関係団体 ・補助率：定額 2 経営管理支援情報整備 <ul style="list-style-type: none"> ・事業内容：土地境界の明確化等に資する森林情報の整備 ・事業主体：県（委託） 3 林業従事者技能向上対策補助 <ul style="list-style-type: none"> ・事業内容：高度な森林施業技術者養成等の取組を支援 ・事業主体：林業関係団体 ・補助率：10/10
森林・林業体験学習促進事業費	38,400	<p>森林・林業について県民の理解と関心を高めるため、児童・生徒等を対象に体験学習を実施するほか、森林や林業、木材利用についての普及啓発活動を支援する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 森林・林業体験学習 <ul style="list-style-type: none"> ・事業主体：県（委託等） 2 普及啓発活動補助 <ul style="list-style-type: none"> ・事業主体：林業関係団体 ・補助率：定額
緑化推進事業費	5,819	<p>緑化意識の普及啓発や、次代を担う緑の少年団活動を支援する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業主体：林業関係団体 ・補助率：定額
自然観察施設管理運営費	175,707	<p>県民が自然に親しみながら休養し、自然について学習する場である自然観察施設の管理運営、必要な修繕等を行う。</p> <p>〈自然観察施設〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・奥久慈憩いの森 ・県民の森等(植物園、県民の森、森のカルチャーセンター、きのこ博士館) 愛称:THE BOTANICAL RESORT 林音 ・水郷県民の森

林業課

① 組織

○ 本庁



② 分掌事務

1. 林業種苗に関すること。
2. 造林に関すること。
3. 治山に関すること。
4. 保安林に関すること。
5. 森林保護に関すること。
6. 林道に関すること。
7. 県有林に関すること。

③ 令和8年度施策の概要

本県の人工林は、約8割が11 齢級（51 年生）以上となっており、本格的な利用期を迎えている。

一方で、山元立木価格の長期低迷等により適切な利用がされていない人工林も存在していることから、森林の有する多面的機能を持続的に発揮させていくためにも、「伐って、使って、植えて、育てる」いわゆる森林資源の循環利用を進めていくことが求められている。

このような状況を踏まえ、令和8年度も引き続き、『第3次茨城県総合計画』に掲げた「林業の成長産業化と未来の担い手づくり」の実現に向け、経営規模の拡大に意欲的な林業経営体が行う再造林や間伐等のほか、林道をはじめとする路網整備等に対して支援するなどして、自立した林業経営による持続的な森林管理を推進する。

また、水源の涵養^{かんよう}や山地災害の防止など公益的機能を発揮する重要な森林を健全に維持管理するため、保安林を適正に管理するとともに、治山施設を計画的に整備するほか、飛砂や潮害の防止及び津波による被害の軽減効果が高い海岸防災林の整備を推進する。

さらに、海岸部のマツ林については、薬剤散布により松くい虫被害を防止するとともに、被害を受けたマツ林については伐倒駆除や広葉樹などの植栽を推進することで、早期に森林の回復を図る。

県有林については、適正な管理を行い森林の持つ公益的機能の維持・増進を図るとともに、立木の有利な売払いにより県有林経営の安定化を図る。

1 林業経営の自立化

- (1) 自立した林業経営による持続的な森林管理を推進するため、経営規模の拡大に意欲的な林業経営体が集約化した森林において行う再造林や間伐等の森林整備を支援する。併せて、再造林に花粉の少ない苗木を活用し、花粉発生源対策を推進する。

- (2) 効率的な森林整備を推進するため、林道、作業道の整備を支援するほか、奥久慈地域の林業の活性化と地域振興を図るため、基幹的な林道として奥久慈グリーンライン林道を整備する。
- (3) 林業用の優良種苗を安定的に供給するため、種子の確保を図るとともに、効率的な苗木生産が可能で低コストな造林に資するコンテナ苗生産量の増加を促進する。
- (4) 県有林の適正な管理と経営の安定化を図るため、除伐や間伐などの保育管理を実施するとともに、計画的な伐採を推進する。
- (5) 県土や生活環境の保全に資するよう海岸県有林が持つ海岸防災林としての機能を発揮させるため、適正な維持管理を図る。

2 機能豊かな森林づくりの推進

- (1) 保安林が持つ公益的機能を発揮させるため、適正な管理に努めるとともに、機能が低下した保安林については機能回復を図るため、植栽等の森林整備を実施する。
- (2) 災害を防止するため、荒廃の危険性の高い山地や溪流を対象として、治山工事（山腹工、治山ダム工、落石防止工など）を重点的に実施する。
- (3) 飛砂や潮害、津波などから後背地の農地や宅地等を保全する海岸防災林の侵食防止を図るため、防潮護岸施設等の計画的な整備を実施する。
- (4) 海岸防災林の公益的機能の強化を図るため、松くい虫の被害を防止するための薬剤散布を行うとともに、松くい虫による被害木の伐倒処理を行うほか、衰退したマツ林では広葉樹などを植栽して早期に森林の回復を図る。
- (5) 気象災害や林野火災などを防止するため、森林パトロールを計画的に実施するとともに、森林保護に係る普及啓発活動を推進する。

④ 主要事務事業の概要

当初予算

(森林整備)

(単位：千円)

事業名	予算額	事業概要
造林事業	842,000	<p>生産性の高い活力ある森林を造成するため、林業経営体等が行う造林から保育に至る計画的な森林整備を支援する。</p> <p>また、森林湖沼環境税等を活用して、経営規模の拡大に意欲的な林業経営体が行う、再造林等の森林整備を支援する。</p> <p>1 国補事業</p> <p>(1) 森林環境保全直接支援事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業主体：森林所有者、森林組合等 ・補助率：国 5.1/10、県 1.7/10 <p>(2) いばらきの森再生事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業主体：森林経営の集約化に取り組む林業経営体 ・補助率：国 5.1/10 等、県 4.9/10 等 <p>2 県単事業</p> <p>(1) 県単造林事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業主体：森林所有者、森林組合等 ・補助率：県 4/10 <p>(2) いばらきの森再生事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業主体：森林経営の集約化に取り組む林業経営体 ・補助率：県 10/10、定額
	<p>[令和7年度補正分]</p> <p>271,686</p>	<p>防災・減災、国土強靱化対策として、森林の防災・保水機能を強化するため、森林整備を推進する。</p> <p>1 国補事業</p> <p>いばらきの森再生事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業主体：森林経営の集約化に取り組む林業経営体 ・補助率：国 5.1/10 等、県 4.9/10 等 <p>2 県単事業</p> <p>いばらきの森再生事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業主体：森林経営の集約化に取り組む林業経営体 ・補助率：県 10/10、定額

(森林整備つづき)

(単位：千円)

事業名	予算額	事業概要
海岸防災林機能強化事業	203,000	海岸防災林等の公益的機能の強化を図るため、松くい虫被害防止のための薬剤散布、被害木の伐倒駆除、広葉樹等の植栽による樹種転換等を実施する。 ・事業主体：県、市町村 ・補助率：県 1/2
優良種苗確保事業	7,647	優良種苗の選抜や、優良種子の生産・採種及び苗木生産団体への供給を実施する。 ・事業主体：県
種苗生産体制整備事業	24,000	再造林の推進に向けて種苗の安定・効率的な生産体制の整備を実施する。 ・採種園の整備 ・コンテナ苗生産技術の改良 ・事業主体：県
林道事業	358,339	林業生産基盤の充実と農山村地域の振興を図るため、林道の開設、改良及び舗装を実施する。 1 国補事業 (1) 国補林道事業 ① 林道開設事業 2 路線 ・事業主体：市町村 ・補助率：国 4.5/10・5/10、県 2/10 ② 林道改良事業 1 路線 ・事業主体：市町村 ・補助率：国 3/10、県 2/10 ③ 橋梁点検診断 1 箇所 ・事業主体：市町村 ・補助率：国 5/10、県 2/10 (2) 林道災害復旧費 ・事業主体：市町村等 ・補助率：国 5/10 等 2 県単事業 (1) 県単林道事業 ① 林道開設事業 1 路線 ・事業主体：市町村 ・補助率：県 5/10 ② 林道改良舗装事業 4 路線 ・事業主体：県、市町村 ・補助率：県 4/10 (2) 奥久慈グリーンライン林道整備事業 1 路線 ・事業主体：県 ・負担割合：県 8/10、市 2/10

(林地保全)

(単位：千円)

事業名	予 算 額	事業概要
治山事業	690,118	<p>水源涵養^{かんよう}や土砂流出防備、飛砂防備などの保安林を対象に、県土の保全を図るため治山ダムや人工砂丘等を整備する。</p> <p>1 国補事業 (1) 国補治山事業 12箇所 (2) 災害関連緊急治山事業 (3) 治山施設災害関連事業 (4) 災害治山復旧費 ・事業主体：県 ・補助率：国 1/2 等、県 1/2 等</p> <p>2 県単事業 (1) 県単治山事業 15箇所</p>
	[令和7年度補正分] 711,500	<p>防災・減災、国土強靱化対策として、山地災害を防止する治山施設及び海岸防災林を保全する防潮護岸等を整備する。</p> <p>国補治山事業 6箇所 ・事業主体：県 ・補助率：国 1/2、県 1/2</p>
海岸県有林管理事業	5,842	<p>海岸県有林 287ha について、海岸防災林としての機能の維持・向上を図るため、適正な維持管理を実施する。</p> <p>・事業主体：県</p>

(県有林)

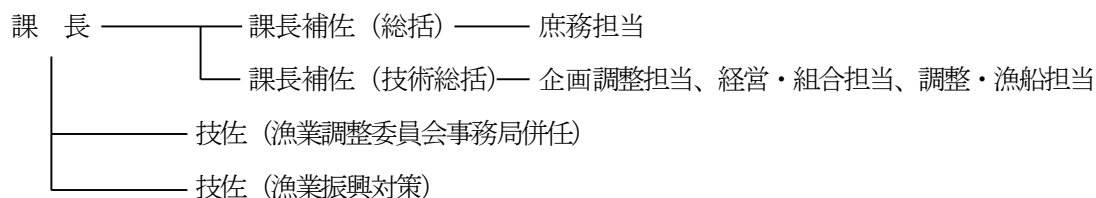
(単位：千円)

事業名	予 算 額	事業概要
県有林事業	83,597	<p>県有林 1,097ha について、除間伐等の保育管理と主伐を実施し、適正な管理・経営を図る。</p> <p>・事業主体：県</p>

漁政課

① 組織

ア 本庁



イ 出先機関

機 関 名	所 在 地	電 話 番 号
霞ヶ浦北浦水産事務所	土浦市真鍋5-17-26 土浦合同庁舎内	029(822)7266
〃 霞ヶ浦支所	行方市玉造甲1560	0299(55)0085
水産試験場	ひたちなか市平磯町三ツ塚3551-8	029(262)4158
〃 漁業無線局	ひたちなか市新光町51	029(273)7911
〃 内水面支場	行方市玉造甲1560	0299(55)0324

② 分掌事務

1. 水産行政の企画調整に関する事。
2. 水産業の調査統計に関する事。
3. 水産業の労働対策に関する事。
4. 水産物の流通改善に関する事。
5. 漁業の調整及び取締りに関する事。
6. 漁場保全に関する事。
7. 水産業協同組合等に関する事（農業政策課の所管に係るものを除く。）。
8. 水産業金融に関する事。
9. 沿岸漁業改善資金特別会計に関する事。
10. 海区漁業調整委員会及び内水面漁場管理委員会に関する事。
11. 漁業共済組合等に関する事。
12. 漁船その他の船舶に関する事。
13. 水難救済及び漁船の保全に関する事。
14. 水産動物の飼料に関する事。
15. 漁業無線に関する事。
16. 水産事務所及び水産試験場に関する事。

③ 令和8年度施策の概要

水産業については、令和6年の海面漁業生産量が北海道、長崎県に次いで全国第3位、霞ヶ浦北浦を含む内水面漁業の生産量が全国第4位、水産加工品の生産量も全国トップクラス的位置にある等、本県は全国有数の水産県である。

しかし、漁業就業者の高齢化や減少、国内需要の縮小、気候変動が水産資源に及ぼす影響が顕著になる等、多くの問題に直面している。また、令和5年8月から福島第一原子力発電所のALPS処理水の海洋放出が行われている。

このような状況に対応するため、漁業経営の強化と担い手の育成、つくり育て管理する漁業の推進、新たな養殖産業の創出、漁業と水産加工業の連携強化、水産物の販路拡大、元気な漁業地域づくり、内水面の水産業の振興を施策の柱として、水産業の成長産業化に取り組んでいく必要がある。

1 漁業経営の強化と担い手の育成

- (1) 資金融通の円滑化と併せて、国の制度であるリース漁船取得や漁船性能向上のための機器導入、漁業協同組合等による共同利用施設の整備等を支援するとともに、知事許可漁業の制度改革により沿岸漁業の経営規模の拡大を促し、経営基盤の強化と企業的経営体の育成を図る。
- (2) ALPS処理水の海洋放出による漁業経営への懸念に対し、本県漁業の担い手確保を図るため、次世代の漁業者が事業承継又は独立して操業する際に必要な、漁船や設備等の導入経費を支援する。
- (3) 沿岸小型船漁業の重要魚種であるシラスについて、抜群の鮮度を誇る「常陸乃国しらす」の生産体制の強化や、バイヤー等からなる協議会を立ち上げ「常陸乃国しらす」の品質維持を図る。また、飲食店フェアにより、県産シラスの更なる認知度向上を図り、漁業者の収入向上と水産加工業者の経営改善を進める。
- (4) 漁業の新たな担い手の確保育成を図るため、漁業就業者確保育成センターによる労働力需給情報の収集・提供や、茨城県漁業就業支援協議会による新規就業者のトライアル研修や長期研修支援、漁業経営に必要な資格の取得支援等を推進し、就業者の定着を支援する。

さらに、次世代の組合運営の中心人物や漁業者のリーダーの育成を図るため、漁業士や各地域の先進的活動を支援するとともに、小中学生等を対象とした「出前講座」等により、県民の水産業に対する理解を深める。

2 つくり育て管理する漁業の推進

- (1) 「適切な資源管理と水産業の成長産業化を両立させる」ことを目的に大幅改正された漁業法(令和2年12月施行)に基づき、知事管理漁業(知事許可漁業、漁業権漁業)や資源管理制度(TAC等)を適切に運用するほか、逐次制度の見直しを行う。また、主要な水産資源の資源量調査や変動要因の解明、海洋環境のモニタリング調査を実施し、他県を含めた円滑な資源・漁場利用調整を行う。
- (2) 洋上では漁業取締船により、陸上では漁業協同組合と協力して漁場の監視を行い、密漁の防止に努めるとともに、海上保安部や警察等とも連携し、効果的な取締を行う。
- (3) 沿海10箇所の漁業協同組合が、水揚げされた魚種別の漁獲情報を県や国に報告するために整備した、ネットワークシステムの適正な運用を指導するとともに、TAC対象魚種11種の令和8年度漁獲量について、適切な管理を行う。

- (4) 「特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律」に基づき、県内で特定水産動植物（アワビ、ナマコ、シラスウナギ）及び特別管理特定水産資源（太平洋クロマグロの大型魚（令和8年4月から））を採捕・販売する事業者に対し、法令に基づく適正な流通について指導する。

3 新たな養殖産業の創出

- (1) 意欲ある漁業者や養殖業者の組織体制を強化し、付加価値向上や加工品開発、販路拡大等の6次産業化や協業化に向けた取組を促進するとともに、効率的なコイやチョウザメの養殖技術開発に取り組む。

4 漁業と水産加工業の連携強化

- (1) 水産加工業者がイワシやサバ等近海水産資源を原材料とする食用水産加工品の新規生産及び増産等のために借り入れた資金に対して利子補給を行う。
- (2) 沿岸小型船漁業の重要魚種であるシラスについて、抜群の鮮度を誇る「常陸乃国しらす」の生産体制の強化や、バイヤー等からなる協議会を立ち上げ「常陸乃国しらす」の品質維持を図る。また、飲食店フェアにより、県産シラスの更なる認知度向上を図り、漁業者の収入向上と水産加工業者の経営改善を進める。（再掲）
- (3) メヒカリ（アオメエソ）等地魚の原料特性の研究や新たな地魚の凍結品等実需者ニーズに応える加工品開発に取り組む。
- (4) 漁政課内に「水産加工業者向け総合案内窓口（通称 ワンストップ窓口）」を設置し、水産加工業者向けに水産施策や中小企業施策に関する情報を発信するとともに、相談対応等を行う。

5 水産物の販路拡大

- (1) 消費者に安全な水産物を提供するため、漁業調査指導船「いばらき丸」等により計画的に魚介類のサンプリングを行い、放射性物質の検査を実施するとともに、消費者に分かりやすく情報発信を行う。
また、産地市場の衛生管理の点検指導や、貝毒等の検査を通じ、安全安心な水産物の供給に努める。
- (2) 県内外の飲食店で「常陸乃国いせ海老」などの水産物フェアを開催し、県産水産物の認知度向上と販路拡大を図る。また、アワビ等新たな水産物のブランド化に向けた調査を実施する。
- (3) 水産加工業経営の安定を図るため、加工原魚の買付資金の融通や新製品開発等のために借り入れた資金への利子補給を行うとともに、水産加工関係団体が行う新製品等の品評会開催を支援し、水産加工品の消費拡大やPRを進める。
また、輸出に関する情報提供や個別指導等を実施するとともに、ジェトロ茨城と連携し、外国人バイヤーを招聘した商談会やセミナー等を通じて、海外企業とのマッチングを支援する。

6 元気な漁業地域づくり

- (1) レジャーとして人気のある鹿島灘はまぐりの潮干狩りについては、漁業調整規則及び調整委員会指示等のルールを守って楽しんでもらえるよう、周知広報を行う。
令和8年8月に開催が予定されているカジキ釣り大会について、大会主催者を支援するとともに、漁業秩序が維持された大会となるよう指導を行う。

遊漁船に乗船する釣り客が安心して楽しめるよう、改正された遊漁船業法に基づき遊漁船業者の指導を行うとともに、本県海域における遊漁船の地元ルールが守られるよう関係者による話合いの場を設ける等円滑な海面利用に努める。

7 内水面の水産業の振興

- (1) 霞ヶ浦北浦の水産業の振興を図るため、ワカサギ等の不漁対策に取り組むとともに、漁獲される未利用魚を回収し、魚体に含まれる窒素やリンを湖中から取り出すことで、霞ヶ浦北浦の水質浄化及び漁業被害の軽減を図る。
- (2) 有用水産資源の漁獲量が減少している霞ヶ浦北浦において、アメリカナマズ等未利用魚の食用利用拡大に向け、原料供給能力の強化・拡大や認知度向上に取り組む。
- (3) 意欲ある漁業者や養殖業者の組織体制を強化し、付加価値向上や加工品開発、販路拡大等の6次産業化や協業化に向けた取組を促進するとともに、効率的なコイやチョウザメの養殖技術開発に取り組む。(再掲)
- (4) 霞ヶ浦における漁業の新たな担い手の確保育成を図るため、漁業就業者確保育成センターにより労働力需給情報を収集・提供するとともに、新規就業者の長期研修支援及び漁業経営に必要な資格の取得を支援する。
- (5) 内水面の水産資源の持続的利用のため、久慈川のアユ等の増殖技術開発や涸沼産シジミの資源利用について調査・指導する。

④ 主要事務事業の概要

現計予算

(企画調整)

(単位：千円)

事業名	予算額	事業概要
漁業後継者対策事業費	842	漁業者の交流学習会の開催や漁業士の認定等を通じて漁村地域のリーダーを育成する。また、漁業就業者確保育成センターの運営により漁業就業希望者への求人情報の提供や、法人化等に関心のある沿岸漁業者を対象に税理士等専門家による個別相談支援を行う。
県産水産物流通消費拡大事業費	5,251	県内外の飲食店で「常陸乃国いせ海老」などの水産物フェアを開催し、県産水産物の認知度向上と販路拡大を図る。また、アワビやメヒカリ等新たな水産物のブランド化に向けた調査を実施する。 1 飲食店等における常陸乃国いせ海老フェア開催 〈時期〉7～9月 〈規模〉首都圏飲食店55店舗を想定 2 アワビ・メヒカリ等新たな水産物のブランド化に向けた差別化や品質基準等の調査の実施。
県産水産物輸出促進事業費	4,551	漁政課内に水産物輸出促進員を配置し、県産水産物の輸出促進を図る。(会計年度任用職員 1名) (業務内容) ・ 情報提供、個別指導 ・ 外国向け公的証明書の発行 ・ ジェトロ茨城情報センターとの連携業務 ・ 輸出統計調査
県産シラス競争力強化対策事業費	13,344	「常陸乃国しらす」の生産体制の強化や、バイヤー等からなる協議会を立ち上げ「常陸乃国しらす」の品質維持を図るほか、飲食店フェアにより、県産シラスの更なる認知度向上を図る。 1 「常陸乃国しらす」推進協議会の立ち上げ 〈構成〉バイヤー、加工業者 等 2 都内高級百貨店における常陸乃国しらすフェア開催 〈回数〉年2回 〈規模〉10店舗を想定 3 県内飲食店における県産シラスフェア開催 〈期間〉1か月 〈規模〉30店舗を想定

(企画調整つづき)

(単位：千円)

事業名	予算額	事業概要
漁業による水質浄化機能促進事業費	17,739	森林湖沼環境税を活用し、漁獲される未利用魚を回収し、魚体に含まれる窒素やリンを回収することで、霞ヶ浦北浦の水質浄化及び漁業被害の軽減を図る。
未利用魚有効活用促進事業費	13,910	有用水産資源の漁獲量が減少している霞ヶ浦北浦において、アメリカナマズ等未利用魚の食用利用拡大に向け、原料供給能力の強化・拡大や認知度向上に取り組む。
水産試験場試験研究費	31,418	漁業調査指導船「いばらき丸」による資源調査や水揚物の魚体分析結果等に基づいた重要魚種の加入予測等の調査研究、二枚貝等の放流技術の改良、水産物の鮮度・衛生管理の向上等に必要な調査・研究を行う。
うち 加工技術開発試験費	うち 1,561	底びき網漁業の重要魚種であるメヒカリ（アオメエソ）等の地魚について、原料特性の研究を行うとともに、生食用凍結品の開発等新たな流通・消費拡大のための研究や技術普及を行う。
うち チョウザメ養殖等内水面水産研究推進事業費	うち 11,103	<p>チョウザメ養殖について、飼育環境に依存して発現・消失するストレスタンパク質等を指標に用いた飼育条件の研究を行う。</p> <p>また、県内養殖事業者に販売する種苗について、内水面支場が開発した「0歳時性判別技術」による性別判別を行い、キャビア生産体制の強化を図る。</p>

(経営・組合)

(単位：千円)

事業名	予算額	事業概要
次世代漁業人材確保支援事業費	388,750	担い手確保を図るため、漁家子弟を含む次世代への承継や独立して新規に就業する際に必要な漁船や設備の導入を支援する。 ・補助対象経費：漁船・設備等取得改修費の3/4以内（国1/2、県1/4以内）
組合育成指導費	777	水産業協同組合に対する認可、経営改善等の指導や、漁業共済制度の普及促進とともに、漁村の中核をなす漁協の経営基盤強化を図るため、連合会が行う漁協合併等指導事業を支援する。
漁業近代化資金等利子補給	59,319	漁業近代化資金融通法に基づき、漁船等漁業の資本装備の高度化及び経営の近代化のための資金融資に対し利子補給を行う。 ・融資枠：23億円（うちまき網漁業鮮度向上支援利子補給 6億円） ・基準金利 3.75%、末端 2.50%（R8.3.18現在）
水産加工経営改善促進資金利子補給	800	水産加工業者が近海水産資源を原材料とする食用水産加工品の新規生産及び増産等のため、借り入れた資金に対する利子補給を行う。 ・融資枠：1億円 ・基準金利 3.75%、末端 2.50%（R8.3.18現在）
水産振興資金貸付金	700,000	漁業及び水産加工業の経営安定を図るため、低利運転資金の融通を行う。（預託先：信漁連） ・預託金：7億円（預託金利 0.87%） ・漁業資金 236百万円 ・加工資金 464百万円 ・末端金利 2.1%
沿岸漁業改善資金貸付金 （特別会計）	50,000	沿岸漁業者等が自主的に経営等の改善を図ることを助長するため、沿岸漁業改善資金助成法に基づき、無利子資金の貸付けを行う。 ・貸付金：50,000千円

(調整・漁船)

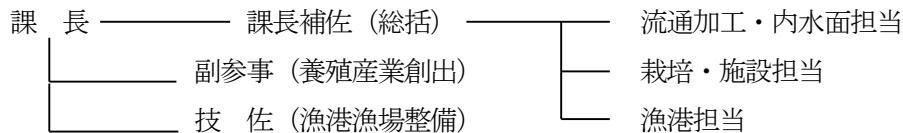
(単位：千円)

事業名	予算額	事業概要
水産資源調査・評価推進委託事業費	23,117	我が国周辺の漁業資源の適切な保存管理に必要な資源動向、海洋観測等の基礎データを収集する。
漁業調整費	2,300	漁業関係法令に基づき、漁業権の免許や漁業の許可を発給するほか、隣県との漁業調整や保護水面の管理、遊漁と漁業の海面利用調整等を行う。
漁業取締費	26,781	漁業秩序維持及び水産資源保護を図るため、海面、霞ヶ浦北浦および内水面の漁業取締を実施する。
施設整備費（漁業取締）	82,499	漁業取締船の法定検査及び整備を行うほか、適正な漁業取締に必要な装備の購入、修繕を行う。
鹿島灘はまぐり遊漁対策広報・整備事業費	683	鹿島灘はまぐりの資源保護のために潮干狩りルールを周知広報するほか、潮干狩りや磯遊びに関するルール周知の看板等を作成する。
水産物安全確認モニタリング調査事業費	6,324	福島第一原子力発電所事故による本県水産物の安全性を確認するため、漁業調査船による魚介類のサンプリング及び放射性物質検査を行う。

水産振興課

① 組織

○ 本庁



② 分掌事務

1. 栽培漁業の振興に関すること。
2. 水産資源の管理に関すること。
3. 水産動植物の増養殖に関すること。
4. 漁場整備に関すること。
5. 水産物の流通加工施設に関すること。
6. 漁港に関すること（工事に関するものを除く）。
7. 漁港区域内の海岸に関すること（工事に関するものを除く）。
8. 漁港区域内の公有水面の埋立てに関すること。

③ 令和8年度施策の概要

ヒラメ、アワビ等の種苗放流により天然資源を補完する栽培漁業や、資源状況等に応じて漁獲を調整する資源管理型漁業の推進により水産資源の持続的利用を図るとともに、新たな養殖産業の創出及び育成に取り組むほか、水産物の生産・流通拠点となる漁港の整備や機能保全、漁港後背地の整備による水産施設の集積、水産業協同組合等による共同利用施設の整備などを推進する。また、内水面における水産資源の維持増大のため、漁業者が行う種苗放流を支援するほか、霞ヶ浦北浦において魚介類の産卵・育成場となる水生植物帯の造成や機能保全、漁業者等による環境保全活動への支援、ウナギ種苗の放流による資源造成などに取り組む。

1 つくり育て管理する漁業の推進

- (1) 水産資源の持続的な利用を図るため、茨城県栽培漁業基本計画（令和4～8年度）に基づき、茨城県栽培漁業センターにおいて（公財）茨城県栽培漁業協会と連携し、ヒラメやアワビ等の種苗生産・放流、技術開発を行う。
- (2) 水産資源の持続的な利用を図るため、県資源管理方針に基づき漁業者が作成する資源管理協定の実践や見直し等に係る指導を行う。

2 新たな養殖産業の創出及び育成

- (1) 気象や天然資源の変動に左右されない養殖産業を創出・育成するため、高い収益性や商品性が見込まれる魚種の養殖技術開発や「常陸乃国まさば」養殖の商業化を推進するほか、水産業者等が新たに養殖事業に取り組む際のスタート経費の支援や参入後の巡回指導等を行う。

3 漁業と水産加工業の連携強化

- (1) 自港水揚げの増加による産地の競争力強化を図るため、波崎漁港において大規模水産加工場等の誘致を進めるとともに、大津漁港後背地の分譲に向けたインフラ整備等を行う。

4 漁業経営の強化と担い手の育成

- (1) 漁業所得の向上を目指す「浜の活力再生プラン」を推進するため、水産業協同組合等による共同利用施設整備を支援する。

5 元気な漁業地域づくり

- (1) 漁業地域のにぎわいを創出するため、漁業活動との調和を図りながら遊漁船やプレジャーボート等による秩序ある漁港利用について調整や管理を行う。
- (2) 水産物の生産・流通拠点となる漁港について、計画的に整備を進めるとともに、機能保全計画に基づき、老朽化した漁港施設や海岸保全施設等の長寿命化を図る。

6 内水面の水産業の振興

- (1) 水産資源の回復と漁場環境の改善を図るため、魚介類の産卵・育成の場である水生植物帯（ヨシ帯）の造成や機能保全対策を進めるとともに、漁業者等による水生植物帯の保全活動等を支援する。
- (2) 内水面の水産資源の維持増大を図るため、漁業者が行う種苗放流等の増殖対策を支援するとともに、カワウ被害対策やシジミ漁業の振興に取り組む。
- (3) 霞ヶ浦北浦の漁業資源の確保に向け、漁業者が行うウナギ種苗の放流支援や水産試験場内水面支場による育成放流試験を行うとともに、放流効果を調査し、ウナギ資源増大効果の実証に取り組む。

④ 主要事務事業の概要

当初予算

(流通加工・内水面)

(単位：千円)

事業名	予算額	事業概要
内水面漁業振興対策費	3,301	<p>内水面水産資源の種苗放流への助成を行うほか、カワウ被害対策に向けた県カワウ対策協議会の開催や繁殖抑制活動等への参加、涸沼産シジミの資源動向の把握等を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業主体：茨城県内水面漁業協同組合連合会 ・補助率：4/10以内 ・放流魚種：アユ、フナ、ウナギ、ヤマメ等
漁場環境・生態系保全活動支援事業費	3,724	<p>漁業者を主体とする活動組織が実施する環境保全活動等を支援する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業主体：地域協議会(霞ヶ浦北浦地域) ・活動内容：ヨシ帯保全(ヨシ刈り、保護柵設置)、ウナギ種苗放流、湖底耕うん ・補助率：国7/10、県1.5/10、市町村1.5/10 ※森林湖沼環境税充当
漁場環境保全創造事業費	166,200	<p>霞ヶ浦北浦において、テナガエビ等の産卵・育成場となる水生植物帯の造成及び機能保全対策を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実施地区 新規造成：北浦(行方市) 機能保全：北浦(行方市)
霞ヶ浦北浦ウナギ資源増大対策事業費	52,434	<p>霞ヶ浦北浦へのウナギ種苗放流による資源増大効果を実証する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 ウナギ種苗放流経費支援 <ul style="list-style-type: none"> ・事業主体：漁業協同組合 ・補助率：10/10 2 ウナギ種苗育成放流試験 <ul style="list-style-type: none"> ・水産試験場内水面支場によるウナギ種苗の育成放流試験 ・放流したウナギ種苗の追跡調査

(栽培・施設)

(単位：千円)

事業名	予算額	事業概要
「いばらきの養殖産業」創出・育成事業費	104,145	<p>養殖技術開発や「常陸乃国まさば」養殖の商業化を推進するほか、水産業者等が新たに養殖事業に取り組む際のスタート経費の支援、参入後の巡回指導等を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 養殖技術開発と開発技術による事業者支援 <ul style="list-style-type: none"> ・ブドウエビ・ボタンエビ養殖技術の開発・実証 ・常陸乃国まさば等の養殖事業化推進 2 養殖水産物の市場づくり <ul style="list-style-type: none"> ・常陸乃国まさば ・霞ヶ浦キャビア等 3 水産業者の養殖新規参入への支援 <ol style="list-style-type: none"> ①養殖スタート経費の補助 <ul style="list-style-type: none"> ・事業主体：水産業者等 ・補助率：1/2以内（霞ヶ浦北浦2/3以内） ②養殖技術指導員の配置
栽培漁業事業費	230,384	<p>県栽培漁業センターにおいて、ヒラメ、アワビ、鹿島灘はまぐり等の種苗生産や技術開発、放流指導等を行うほか、施設の保守管理等を行う。</p>
資源管理型漁業推進対策事業費	100	<p>資源管理型漁業を推進するため、漁業者が作成する資源管理協定の実践や取組内容の見直し等に係る指導等を行う。</p>
浜の活力再生・成長促進事業費	9,639	<p>水産業協同組合等における共同利用施設の整備を支援する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業主体：水産業協同組合等 ・補助率：国1/2以内、4/10以内

(漁港)

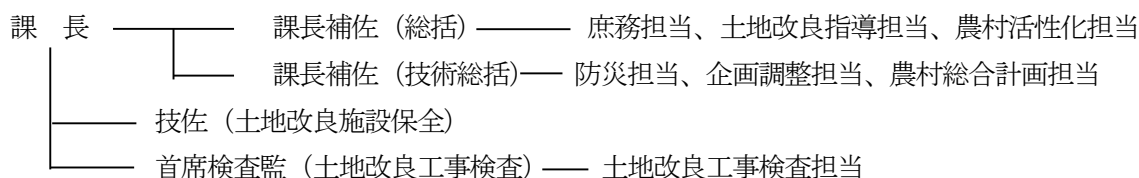
(単位:千円)

事業名	予算額	事業概要
漁港管理費	134,442	県が管理する10漁港において、漁港施設の緊急補修等による安全管理やプレジャーボートの係留許可、指定管理施設の運営など、漁港施設の維持管理を行う。
広域漁港整備事業費	547,661	特定漁港漁場整備事業計画に基づき、水産物の流通拠点となる漁港を整備する。 ・実施地区：波崎漁港（西防波堤、浚渫等）
水産基盤ストックマネジメント事業費	369,600	老朽化が進行する漁港施設等の長寿命化や維持管理コストの平準化を図るため、機能保全計画に基づく漁港施設の保全工事、施設の改良や機能増進工事を行う。
漁港開港対策事業費	60,000	波崎漁港及び大津漁港において、漁港施設の整備計画の作成及び分譲に係る用地整備等を行う。
漁業集落環境整備事業費	21,600	機能保全計画に基づく漁業集落排水処理施設の保全対策を支援する。 ・事業主体：北茨城市 ・補助率：国 5/10、県 2/10、事業主体 3/10 ・指導監督(国 1/2, 県 1/2)

農村計画課

① 組織

○ 本 庁



② 分掌事務

1. 土地改良区等の指導に関すること。
2. 土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）の施行に関すること（農地整備課の所管に係るものを除く。）。
3. 土地改良財産の取得、管理及び処分に関すること。
4. 農地等の防災事業、公害対策事業及び災害復旧事業に関すること。
5. 農業農村整備事業に係る基礎調査及び基本計画に関すること。
6. 農業用利水に関すること。
7. 特定開発地域の関連事業の調整に関すること。
8. 農業農村整備事業に係る事業計画及び効果に関すること。
9. 県単土地改良事業等に関すること。
10. 農村総合整備計画に関すること。
11. 農地局所管の建設工事に係る検査及び指導に関すること。
12. 農地局内の予算及び決算のとりまとめ並びに公共事業に係る事務費に関すること。
13. 山村振興法（昭和 40 年法律第 64 号）の施行に関すること。
14. 中山間地域の振興に関すること（農地整備課の所管に係るものを除く。）。
15. 農村地域のコミュニティ活動及び農村集落センターに関すること。
16. 市民農園に関すること。
17. 農村地域の環境整備及び保全に関すること（農地整備課の所管に係るものを除く。）。
18. ふるさと水と土基金に関すること。
19. 都市農村交流事業に関すること。
20. 農作物の鳥獣被害対策に関すること。
21. 農福連携の推進に関すること（農林水産部の所管に係るものに限る。）。

③ 令和 8 年度施策の概要

「儲かる農業」の実現に向けて農業農村整備事業を計画的・効率的に推進するため、必要な調査・計画を進めるほか、土地改良区等の適切な運営を確保するとともに体制強化を図る。

また、きめ細かな農業生産基盤の整備等の支援や、農地・土地改良施設の防災機能の維持向上や災害の未然防止及び被害解消、流域治水や内水氾濫対策のための事業等を行う。

農村の豊かな自然環境や景観等を活かした魅力ある地域づくりや、鳥獣被害防止対策を進め、地域資源を活用した農村地域の活性化に向けた取組を推進する。

1 農業農村整備に係る調査・計画・実証

- (1) 農業農村整備事業を計画的、効率的に推進するため、「水利用調査」、「土地利用調査」など基本的な調査や、農業農村整備事業を予定している地区の計画・調査を実施する。
- (2) 地域の担い手における更なる経営規模拡大の支援や、地域の用水問題の解決を図るため、ICT等を活用した水管理技術の導入を進める。

2 土地改良区等の指導及び体制強化

- (1) 土地改良事業の推進や土地改良施設の維持管理を通して、地域農業の振興に大きな役割を果たしている土地改良区等の適切な運営を確保するための検査・指導を行うとともに、組織及び運営基盤の強化を図るため合併等の統合整備を推進する。
- (2) 土地改良区等が、市町村や多面活動組織、水利組合等の関係者と地域の農業水利施設等の保全に向けた将来像を共有し、保全の取組を実施する体制を構築する水土里ビジョンの策定を推進する。
- (3) 土地改良事業により造成された施設の適正な維持管理を図るため、施設を管理する土地改良区等に対し、施設の補修費等を補助する。
- (4) 土地改良事業が円滑に施行されるよう、適正な法手続を行う。

3 農村地域の維持・活性化の促進

- (1) 中山間地域等において、農業農村の有する多面的機能の良好な発揮と地域での住民活動の活性化を図るため、これらを推進する人材の育成を図る。
- (2) 都市農村交流団体の活動を促進するとともに、農山漁村における交流拠点施設や市民農園等の開設、農泊等を推進するための施設整備を支援し、農山漁村と都市との交流を進める。
- (3) 市町村と連携し国の交付金や県独自の事業を活用することにより、野生鳥獣による農作物の被害軽減を図る。
- (4) 農福連携に関して、農家からの相談への対応や農作業体験会を開催することなどにより、生産現場における新たな働き手の確保を促進する。

4 県単土地改良事業等の実施

- (1) 県単土地改良事業により、小規模な用排水施設等の基盤整備を行う土地改良区や市町村を支援する。
- (2) 生産性の向上や高収益作物の導入に向け、農地中間管理機構等により担い手へ集積・集約化された農地の区画拡大や排水改良など、耕作条件の改善を図る。

5 防災事業及び災害復旧事業の実施

- (1) 災害時に被災のおそれがあるため池等の農業用排水施設を、計画的に改修する。
- (2) 農地や土地改良施設、公共施設等の湛水被害を防止するため、排水機場・排水路等の整備を進める。
- (3) 地盤沈下により機能が低下した農業用排水施設等について、施設の機能回復を図る。

- (4) 地震や豪雨等の災害により、被災した農地や土地改良施設等の復旧を支援する。
- (5) 頻発化・激甚化する豪雨等の自然災害に適切に対応するため、流域治水の推進と併せ、水田の持つ洪水防止機能を強化する田んぼダムへの取組を進める。

6 土地改良工事の適切な執行

土地改良工事の適切な執行を図るため、工事に関わる検査及び指導を行う。

④ 主要事務事業の概要

当初予算

(土地改良指導)

(単位：千円)

事業名	予算額	事業概要
土地改良区検査指導費	523	土地改良法に基づき、土地改良区等の健全かつ適正な運営を確保するため、組織・運営、事業や会計経理について検査を行う。 ・検査対象：175 土地改良区等
土地改良区組織運営基盤強化対策費	13,206	1 土地改良区の統合整備を推進するため、合併等に要する経費を補助する。 ・事業主体：土地改良区 ・補助率：国 1/2、県 1/2 2 地域の農業水利施設等を適切に保全していくため、水土里ビジョン策定に要する経費を補助する。 ・事業主体：土地改良区 ・補助率：国 10/10 3 所有者不明土地管理制度を実施するため、制度利用に必要な経費を補助する。 ・事業主体：土地改良区 ・補助率：国 10/10 (上限：経費の 50%)
土地改良施設管理指導等事業費補助	10,143	1 土地改良施設の機能保持のため、施設診断・管理指導に要する経費を補助する。 ・事業主体：茨城県土地改良事業団体連合会 ・補助率：国 1/2、県 1/2 2 土地改良区の運営の健全化を図るため、土地改良区への経営診断・改善指導に要する費用を補助する。 ・事業主体：茨城県土地改良事業団体連合会 ・補助率：国 10/10
土地改良施設維持管理適正化事業費補助	269,480	土地改良施設の機能保持及び耐用年数確保のため、土地改良区等が定期的に適正な補修を行う土地改良施設維持管理適正化事業に対し、事業費を補助する。 ・事業主体：土地改良区等 (県は茨城県土地改良事業団体連合会を通して間接補助) ・補助率：国 3/10、県 3/10 等

湛水防除施設管理費補助	4,222	農地等の湛水防除のため、県営湛水防除事業により造成した施設の管理費の一部を補助する。 <ul style="list-style-type: none"> ・事業主体：市町村、土地改良区 ・補助額：最大契約電力×400円×0.7等
-------------	-------	--

(農村活性化)

(単位:千円)

事業名	予算額	事業概要
都市農村交流推進事業費	8,658	都市農村交流を推進するため、「茨城むらまちネット」の活動支援、農村地域活性化人材育成講座や農泊・都市農村交流活性化セミナーの実施、ホームページ等による情報発信等を行う。 <ul style="list-style-type: none"> ・事業主体：県 ・補助率：国10/10等
鳥獣被害防止対策費	206,372	農作物被害防止のため、市町村による有害鳥獣の捕獲活動、侵入防止柵の設置を支援するほか、研修会の開催等により地域住民による集落環境の点検及び地域で対策を担う人材の育成を行う。 <ul style="list-style-type: none"> ・事業主体：市町村鳥獣被害対策協議会等 ・補助率：国1/2、国定額等

(防災)

(単位:千円)

事業名	予算額	事業概要
農村地域防災減災事業費	998,738	(ため池等整備事業) 農業用水の安定的な供給や地震、豪雨等による災害を防止するため、防災重点農業用ため池等の農業用排水施設の改修を行う。 <ul style="list-style-type: none"> ・事業主体：県、市町村等 ・補助率：国5/10、県3.4/10、地元1.1/10等
		(湛水防除事業) 立地条件の変化等による湛水被害防止のため、排水機場・排水路の改修等を行う。 <ul style="list-style-type: none"> ・事業主体：県 ・補助率：国5.5/10、県2.7/10、地元1.8/10等
		(地盤沈下対策事業) 地盤沈下に起因して低下した農業用排水施設等の機能を回復するため、施設の改修等を行う。 <ul style="list-style-type: none"> ・事業主体：県 ・補助率：国5.5/10、県3.9/10、地元0.6/10等

災害耕地復旧費	80,685	<p>自然災害により被災した農地及び土地改良施設等の復旧を支援する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業主体：市町村等 ・補助率：国 5/10、地元 5/10 等
---------	--------	--

(企画調整)

(単位：千円)

事業名	予算額	事業概要
田んぼダム促進緊急対策事業費	698,400	<p>雨水を水田に一時的に貯める「田んぼダム」の取組を支援、水田からの排水を抑制することで、流域治水や内水氾濫対策を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業主体：土地改良区、水利組合等 ・負担割合：県 10/10
水田水管理低コスト化事業費	10,000	<p>水田センサーや自動給水栓を用水機場単位で導入し、水田農業における水管理の低コスト化等を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業主体：土地改良区 ・負担割合：国 1/2、県 1/2

(農村総合計画)

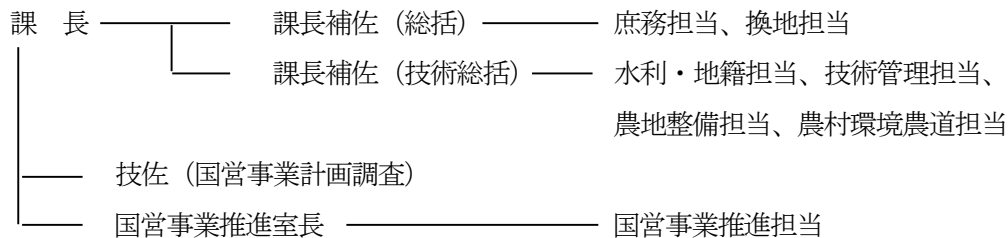
(単位：千円)

事業名	予算額	事業概要
土地改良事業施行予定地区計画調査費	149,184	<p>県営土地改良事業の施行を予定する地区において、現況調査や営農計画の検討、事業計画書の作成等を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業主体：県 ・補助率：県 5/10、市町村等 5/10 等
県単土地改良事業費	698,366	<p>国補事業の対象とならない小規模な用排水施設などの生産基盤の整備や、そのために必要な調査設計に対して補助する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業主体：市町村、土地改良区等 ・補助率：県 3.75/10、市町村等 6.25/10 等
耕作条件改善事業費	599,921	<p>農地中間管理機構を活用した担い手への農地集積・集約化に向けた、農地の大区画化・汎用化等の基盤整備の支援や、農業用排水施設等の長寿命化対策等を支援する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業主体：市町村、土地改良区、農地中間管理機構等 ・補助率 <ul style="list-style-type: none"> (1) 定率 国 5/10、県 1.4/10、地元 3.6/10 等 (2) 定額 (標準的な工事費の 1/2 相当)
農福連携推進事業費	982	<p>農福連携に関する情報の共有や周知、農作業体験会の開催等により、農業経営体の多様な労働力の確保を支援する。</p>

農地整備課

① 組織

○ 本 庁



② 分掌事務

1. 土地改良法に基づく換地等に関すること。
2. 国土調査法（昭和26年法律第180号）に基づく地籍調査及び土地分類調査に関すること。
3. かんがい排水事業に関すること。
4. 畑地帯総合整備事業に関すること。
5. ほ場整備事業に関すること。
6. 土地改良総合整備事業に関すること。
7. 農地開発事業に関すること。
8. 基盤整備促進事業に関すること。
9. 農村総合整備事業に関すること。
10. 農業集落排水事業に関すること。
11. 農道整備事業に関すること。
12. 農業農村整備事業に係る農地集積に関すること。
13. 農業農村整備事業の技術管理及び積算に関すること。
14. 中山間地域の振興に関すること（多面的機能支払交付金及び中山間地域等直接支払交付金に係るものに限る。）。
15. 農村地域の環境整備及び保全に関すること（多面的機能支払交付金及び中山間地域等直接支払交付金に係るものに限る。）。

(国営事業推進室)

1. 国営土地改良事業の推進及び調整に関すること。
2. 土地改良財産（御前山ダムに係るものに限る。）の管理に関すること。

③ 令和8年度施策の概要

効率的かつ安定的な農業経営の確立を図るため、水田や畑地の生産基盤を整備するとともに、担い手への農地の集積・集約化を促進する。また、農業用水の安定供給や排水条件の改善などを図るため、基幹的な農業用排水施設の整備と長寿命化を推進する。

農村の生活環境の改善等を図るため、農業集落排水施設などの整備や接続に向けた取組を支援する

とともに、農村の豊かな自然環境や景観等を活かした魅力ある地域づくりを支援する。

1 生産基盤の整備

- (1) 水田においては、経営体育成基盤整備事業により、区画整理や農業用排水施設、暗渠排水等の整備を進めるとともに、農地中間管理機構等を活用して担い手への農地の集積・集約化や農地の大区画化などを進め、農業の競争力強化に向けて効率的かつ安定的な水田農業経営の確立を目指す。

畑地においては、県営畑地帯総合整備事業により、区画整理や農道等の生産基盤を整備するとともに、農地中間管理機構等を活用して担い手への農地の集積を促進し、農業の競争力強化に向けて効率的な畑作営農の実現を目指す。

また、高品質な青果物を安定的に供給できる産地づくりを進めるため、県営畑地帯総合整備事業等による畑地かんがい施設の整備や畑地かんがい営農確立普及事業等による畑地かんがいの利用の促進を図る。

- (2) 農産物の生産に必要な農業用水の安定供給、排水条件の改善等を図るため、県営かんがい排水事業等により用排水機場や用排水路等の農業用排水施設の整備を進める。

また、県営土地改良事業等で造成した基幹的農業水利施設について、機能診断結果や機能保全計画に基づき劣化の状況に応じた適切な対策工事を行い、ライフサイクルコストの低減と施設の長寿命化を図る。

2 農村の環境整備

- (1) 農村集落における生活環境の改善と公共用水域の水質保全を図るため、し尿や生活雑排水等の汚水を処理する農業集落排水施設の整備や接続に向けた取組を支援する。

また、農業集落排水施設の長寿命化を図るため、施設管理者が実施する機能診断調査や対策工事等を支援する。

- (2) 農村の振興を図るため、農道や農業用排水路等の農業生産基盤および農村生活環境の整備を進め、さらに農産物流通の合理化等による地域農業の振興を図るため、基幹的農道の整備を進める。

- (3) 農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮を図るため、日本型直接支払制度の活用により地域が共同で行う地域資源（農用地、水路、農道等）の保全管理及び施設の補修、中山間地域等の条件不利地域（傾斜地等）の農業生産活動を支援する。

3 基幹的農業水利施設の適正な管理

国営土地改良事業等により造成された基幹的農業水利施設は、農業生産基盤の根幹を担う重要な施設であるとともに、国土保全や地下水涵養等の多面的かつ公益的な機能を有していることから、施設機能の適正な発揮のため、管理者である市町村に対し管理費を支援する。

4 換地処分の促進

区画整理を伴う土地改良事業を契機として農地の集団化や担い手への農地の利用集積を図るた

め、換地業務従事者への研修・指導や異議紛争の解決に向けた取組等により、換地処分を円滑に進める。

5 国営土地改良事業及び関連事業の推進

国（農林水産省）と地元市町村、土地改良区等と協議調整を行い、国営土地改良事業の円滑な推進を図るとともに、国営土地改良事業と密接に関連する県営かんがい排水事業、経営体育成基盤整備事業、県営畑地帯総合整備事業等の推進を図る。

6 国土調査の推進

国土調査について、国土の開発及び保全並びにその利用の高度化に資するとともに、併せて地籍の明確化を図るため、国土調査法に基づき推進する。

④ 主要事務事業の概要

当初予算

(換地)

(単位:千円)

事業名	予算額	事業概要
土地改良換地等強化事業費 補助	3,100	土地改良事業の施行にあたり、換地事務の円滑な処理体制の確立等を図る技術向上研修等を行う県土地改良事業団体連合会に対し助成する。さらに、受益地内の所有者不明土地等が事業実施に支障があり、所有者不明土地管理制度を活用する土地改良区に助成する。 ・事業主体：県土地改良事業団体連合会等 ・補助率：国 5/10 等
訴訟事務費	3,646	一時利用地の指定に対する不服申立て等に対して、問題の早期解決を図るため、関係者との調整を行う。
県営換地清算金処理費	432,987	本年度予定されている換地清算の実施地区について、土地改良法に基づいた清算金の支払・徴収に関する事務を行う。 ・2地区 2換地区(140.5ha)
国営茨城中部地区換地等 事務費	75,000	国営茨城中部地区に係る優良農地の早期確保を図るため、換地事務等の実施により、農地利用の再編、担い手への農地利用集積を進める。 ・13換地区(675ha) ・法定受託事務(国 10/10)

(水利・地籍)

(単位:千円)

事業名	予算額	事業概要
県営かんがい排水事業費	1,612,015	農業用水の安定供給、排水条件の改善などを図るため、農業用排水施設の整備を行う。 ・実施箇所：長井戸沼湛水防除機場2期地区ほか 17地区 ・補助率：国 5/10、県 2.5/10、地元負担 2.5/10 等
県営畑地帯総合整備事業費	1,120,775	畑作農業経営の体質強化のため、農業用排水施設、農道及び区画整理などの整備や、農業集落道などの環境整備など、畑地帯における総合的な整備を行う。 ・実施箇所：武井地区ほか 14地区 ・補助率：国 5/10、県 2.75/10、地元負担 2.25/10 等

(水利・地籍つづき)

(単位：千円)

事業名	予算額	事業概要
基盤整備促進事業費	119,850	<p>農業生産性の向上、効率的・安定的な農業経営を促進するため、地域の実情に即したきめの細かい基盤整備に対し補助する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実施箇所：霞ヶ浦用水西部地区ほか 1地区 ・事業主体：土地改良区 ・補助率：国 5/10、県 2.5/10、地元 2.5/10
農業水利施設強靱化促進事業費	20,000	<p>管理体制が脆弱化しつつある農業水利施設の施設管理と保全管理の体制構築を促進するため、機能保全計画の更新や管理台帳の整備、水利用再編に関する調査、検討等を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実施箇所：水の口地区ほか 3地区 ・事業主体：土地改良区等 ・補助率：県 7.5/10、地元 2.5/10 等
国土調査事業費補助	423,540	<p>国土調査法に基づき 1筆毎の土地について所有者、地番、地目、境界の調査及び地積に関する測量を行い、地籍の明確化を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業主体：21市町 ・補助率：国 5/10、県 2.5/10、地元 2.5/10
国土調査事業費	4,928	<p>国土調査事業の実施に伴う関係機関との調整及び市町村の検査、指導を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業主体：県 ・補助率：国 5/10

(農地整備)

(単位：千円)

事業名	予算額	事業概要
経営体育成基盤整備事業費	3,797,854	<p>地域農業の展開方向及び生産基盤整備の状況等を踏まえ、区画整理や農業用排水施設、暗渠排水などの生産基盤を整備するとともに、経営体(担い手)への農地の集積・集約化や農地の大区画化などを進める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実施箇所：利根西部2期地区ほか 66地区 ・補助率：国 5/10、県 2.75/10、地元負担 2.25/10 等

(農地整備つづき)

事業名	予算額	事業概要
経営体育成関連流動化促進事業費	169,009	<p>経営体(担い手)への農地の集積・集約化を促進するため、経営体育成基盤整備事業等の実施地区において市町村等が行う土地利用調整活動等に対して支援する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実施箇所：大塚上地区ほか 11 地区 ・事業主体：市町村等 ・補助率：国 5/10、県 3.33/10、地元 1.67/10 等

(農村環境農道)

(単位：千円)

事業名	予算額	事業概要
団体営農業集落排水事業費	297,975	<p>農業用排水の水質保全や農村生活環境の改善を図り、併せて公共用水域の水質保全に寄与するため、農業集落におけるし尿、生活雑排水等の汚水処理施設の整備又は改築を支援する。</p> <p>(1)ハード支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実施箇所：谷部地区ほか 6 地区 ・事業主体：市町村 ・補助率：国 5/10、地元 5/10 <p>(2)ソフト支援</p> <p>①調査</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実施箇所：安居地区ほか 6 地区 ・事業主体：市町村 ・補助率：国 5/10、地元 5/10 <p>②機能診断・最適整備構想・維持管理適正化計画策定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実施箇所：結城市ほか 4 市町 ・事業主体：市町村 ・補助率：国 10/10
農業集落排水施設接続支援事業費	26,000	<p>霞ヶ浦、涸沼、牛久沼流域において、農業集落排水施設への接続補助を行う市町村を支援する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業期間：令和 4～8 年度(第 4 期森林湖沼環境税) ・補助対象：供用開始後 3 年以内の接続 <p>但し、霞ヶ浦限定で 4 年以降も対象</p> <ul style="list-style-type: none"> ・補助率：市町村交付額の 1/2 以内(上限 2 万円/戸) <p>但し、霞ヶ浦限定で 65 歳以上または 18 歳未満の方のいる世帯は最大 31 万円上乗せ(所得制限あり)</p>

(農村環境農道つづき)

(単位：千円)

事業名	予算額	事業概要
基幹農道整備事業費	96,550	<p>農業生産の近代化や農村環境の改善を図るとともに高生産性農業を促進するため、農村地域の幹線的な農道を整備する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実施箇所：伊師地区 ・補助率：国 5/10、県 2.75/10、地元負担 2.25/10
ふるさと農道整備事業費	41,200	<p>農村集落地域等において早急に整備する必要のある農道を、地方単独事業により整備する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実施箇所：総上・豊加美地区ほか 1地区 ・補助率：県 7/10、地元負担 3/10
県営中山間地域総合整備事業費	69,158	<p>中山間地域における農村の活性化を図るため、農業生産基盤及び生活環境基盤を総合的に整備する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実施箇所：高萩地区 ・補助率：国 5.5/10、県 3/10、地元負担 1.5/10 等
中山間地域農業基盤整備促進事業費	30,000	<p>中山間地域の特産農産物の生産振興により地域の活性化を図るとともに、意欲ある農業者を育成する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実施箇所：幡地区ほか 6地区 ・事業主体：市町村等 ・事業内容：畦畔除去、暗渠排水、客土等 ・補助率：県 6.25/10、市町村 2.25/10、地元 1.5/10
多面的機能支払交付金	1,626,368	<p>地域が共同で行う多面的機能を支える活動の他、地域資源（農地、水路、農道等）の質的向上を図る活動を支援する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業主体：農業者非農業者で構成される組織 ・補助率：国 2/4、県 1/4、市町村 1/4 等
中山間地域等直接支払交付金事業費	40,650	<p>農業生産条件の不利な中山間地域等において、耕作放棄地の発生防止など農業生産活動を継続するための活動等を支援する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業主体：集落等を単位とする協定を締結し、5年間農業生産活動等を継続する農業者等 ・補助率：国 2/4、県 1/4、市町村 1/4 等

(農村環境農道つづき)

(単位：千円)

事業名	予算額	事業概要
基幹水利施設管理事業費	440,129	<p>国営造成施設のうち、公共・公益性の高い基幹的な施設として国から管理委託されている市町村に対し、その維持管理に要する費用を補助する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実施箇所：新利根川沿岸地区ほか 3 地区 ・事業主体：市町 ・補助率：国 3/10、県 3/10、地元 4/10
水利施設管理強化事業費	379,502	<p>集中豪雨の激甚化・頻発化に伴う農業水利施設の管理の高度化及び多面的機能の発揮に要する費用を補助する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実施箇所：霞ヶ浦用水地区ほか 18 地区 ・事業主体：市町村 ・補助率：国 5/10、県 2/10、地元 3/10

(技術管理)

(単位：千円)

事業名	予算額	事業概要
P C B 廃棄物処理促進 対策事業費	1,600	<p>土地改良施設の管理者が保管する P C B 廃棄物を処理するために必要となる収集運搬に要する経費を助成し、その確実かつ適正な処理を推進する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業主体：土地改良区等 ・補助率：国 5/10、地元 5/10

(国営事業推進室)

(単位：千円)

事業名	予算額	事業概要
那珂川沿岸土地改良事業 推進対策費	12,614	<p>国営那珂川沿岸農業水利事業の推進対策及び関連事業の推進を図る。</p>
国営土地改良事業負担金	1,363,205	<p>土地改良法等の規定に基づいて、国営土地改良事業の負担金を国へ納付する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国営土地改良事業 那珂川沿岸地区ほか 2 地区 ・突発事故復旧・防止事業
霞ヶ浦用水事業推進費	1,788	<p>総合用水事業として霞ヶ浦用水事業を円滑に進めるため、事業間の調整及び関連事業の推進を図る。</p>

(国営事業推進室つづき)

(単位：千円)

事業名	予算額	事業概要
霞ヶ浦用水施設管理費	390,954	霞ヶ浦用水の安定供給と利用促進を図るため、水資源機構が管理する施設管理費（農水分）について、国の補助金の残額を県が負担する。
畑地かんがい整備推進費	14,806	畑かん効果の普及啓発を行い、用水を活用した収益性の高い安定的な畑かん営農を地域に確立させ、農業の生産性及び農業者所得の向上を図る。
水田畑地化推進事業費	76,500	米中心の営農体系から野菜等の高収益作物を導入した営農体系への転換を推進するため、水田の畑地化のために必要な整備などを支援する。 ・実施箇所：笠間地区ほか 5 地区 ・事業主体：市町村等 ・事業内容：用排水施設整備、暗渠排水等 ・補助率：県 6.25/10、地元 3.75/10 等

営業戦略農林水産委員会資料

農林水産部 農業政策課

項 目	茨城農業の将来ビジョンの一部改訂について
1	<p>改訂の理由 気候変動に適応するため、高温耐性品種導入や技術対策などを組み合わせ、安定した品質・収量を確保できる農業経営の実現を目指す。</p> <p>2 改訂の内容 政策の方向性に、『気候変動』の項目を追加。</p> <p>(1) 項目の追加 ○政策の方向性 収益性の高い農業構造の実現に向けた政策の方向性 ①分野別の政策の方向性 ・米：高収益作物への転換や特色ある米作り、農地の集積・集約による大規模化 ・園芸：高品質な差別化商品の開発、ICT技術活用による生産性の向上など ・畜産：輸出を意識した常陸牛の生産体制の強化、常陸の輝きの品質向上など ②分野横断的な政策の方向性 ・有機農業による差別化 ・輸出を意識した産地の形成 ・加工による付加価値の向上 ・<u>気候変動への適応</u> ← 項目を追加 ・地域の特性を活かした農業経営</p> <p>(2) 追加の内容 気候変動への適応に向けた取組 <農作物> ・高温などに適応した品種の開発・普及 ・高温下における栽培技術の開発・普及 ・施設栽培における環境改善用の資材や装置の導入の促進 ・品目転換による産地づくりを視野に入れた果樹などの新品目の現地適応性の検証 ・畑地かんがい施設の整備による干ばつ対策の推進 ・露地栽培における太陽光発電パネルの高温対策としての効果の検証 <畜産> ・高温下における自給飼料栽培技術の開発・普及 ・畜舎内の温度を下げるのに有効な資材や設備の導入の促進 ・暑熱ストレスを受けやすい乳用牛について、暑熱耐性遺伝子を持つ牛の泌乳能力や暑熱耐性などの検証</p> <p>3 改訂日 令和8年 4月17日</p>

- 茨城県総合防除計画では、まん延すると影響が大きいサツマイモ基腐病について、全ての農業者（家庭菜園で栽培する方を含む）の皆様に取り組んでいただきたいこととして、「遵守事項」を定めています。
- 昨年11月にサツマイモの大産地で当病害が発生したことを踏まえ、予防対策の徹底と発生時の防疫措置を強化するため、遵守事項の見直しを行いました。※総合防除計画及び遵守事項は、改正植物防疫法（令和5年4月1日施行）に基づくものです。



遵守事項の内容（下線部が変更箇所）

- ①県が実施するまん延防止のための調査並びに抜き取り及び消毒を含む防疫措置に協力する。
- ②来歴が明らかな健全な種いもや苗を使用する。
- ③発病株の早期発見のため、定期的にはほ場の見回りを行う。
- ④ほ場の排水対策を実施する。
- ⑤農業用資材や農機具を別ほ場で使用する場合は、十分に洗浄する。
- ⑥本病の発生（疑義症状を含む）を確認した場合には、関係機関へ連絡し、関係機関の指導の下、発病株及び発病のおそれがある株を速やかに抜き取り、ほ場（苗床を含む）外に持ち出し、適切に処分する。
- ⑦⑥の後は速やかに、感染拡大を防止するため、発生ほ場及び隣接するサツマイモほ場に薬剤散布を実施する。
- ⑧本病発生ほ場及び発生のおそれのあるほ場では、収穫後、作物残渣を速やかにほ場外に持ち出し適切に処分するとともに、土壌消毒を実施する。
- ⑨収穫後のサツマイモは、収穫したほ場を特定できるよう、ほ場毎に区分した上で管理する。
- ⑩本病発生ほ場では、2年間、サツマイモを作付けしない。
- ⑪本病発生ほ場でサツマイモの作付けを再開する場合は、関係機関の指導の下で栽培管理を行う。
- ⑫本病発生ほ場から種いもを採取しない。



遵守事項の徹底に対する県の考え方

- ◆県の「指導及び助言」を経てもなお、遵守事項に則した防除が行われず、サツマイモ産地に重大な損害を与えるおそれがある場合、県は「勧告」、「命令」の措置を順次行います。
- ◆さらに命令に従わない場合は、行政代執行法に基づき、県が代執行する考えです。

<お問合せ先>

茨城県農林水産部農業技術課
生産環境グループ

Tel : 029-301-3894

E-Mail : nougi@pref.ibaraki.lg.jp



サツマイモ基腐病発生時の防疫措置について

○発病時期等に応じて、以下の対応とします。

発病時期、対策のポイント	防疫措置の内容
育苗中（育苗ハウス） 「ほ場に病原菌を持ち込まない」	<ul style="list-style-type: none"> ・発病株のあるハウスの全ての株を抜き取り、処分 ・当該ハウスは、直ちに、土壤消毒を実施
植付後（ほ場） <u>苗が感染源</u> と考えられる場合※ ¹ 「ほ場に病原菌を持ち込まない」	<ul style="list-style-type: none"> ・発病株と同一管理の苗に由来する株全てを抜き取り、処分 ・発生ほ場は、直ちに、土壤消毒を実施 ・発生ほ場に隣接するサツマイモほ場の薬剤散布を実施 ・収穫後に周辺ほ場の土壤消毒を実施
<u>土壌が感染源</u> と考えられる場合※ ¹ 「ほ場内及び隣接ほ場に感染を拡大させない」	（「発病株率が3%未満」の場合） <ul style="list-style-type: none"> ・発病株及びその周辺株※²を抜き取り、処分 ・発生ほ場及び隣接サツマイモほ場の薬剤散布を実施 ・収穫後に発生ほ場及び周辺ほ場の土壤消毒を実施 （「発病株率が3%以上」の場合又は「上記の対策を講じてもお新たな発病が確認された」場合） <ul style="list-style-type: none"> ・発生ほ場の全株を抜き取り、処分 ・直ちに、発生ほ場の土壤消毒を実施
収穫後（貯蔵中） 「ほ場に病原菌を残さない」	<ul style="list-style-type: none"> ・発生ほ場及び周辺ほ場の土壤消毒を実施 （発生ほ場を中心として、地形や周辺環境等を考慮した上で範囲を決定する）

※1 種苗の来歴、育苗中やほ場での防除対策実施状況、植付後の経過日数等から総合的に判断する。

※2 発病株のある畝とその両側の計3畝
 発病株を中心に畝に沿って前後2mの範囲
 （ほ場に傾斜がある場合は高い方1m低い方3m）
 約40株

